

No. **162**

2024. 冬号

# 行政書士 NAGANO

題字：長野県知事 阿部 守一 氏筆

長野県行政書士会会報



高島城 冬景色（諏訪市）



長野県行政書士会

## 行政書士倫理綱領

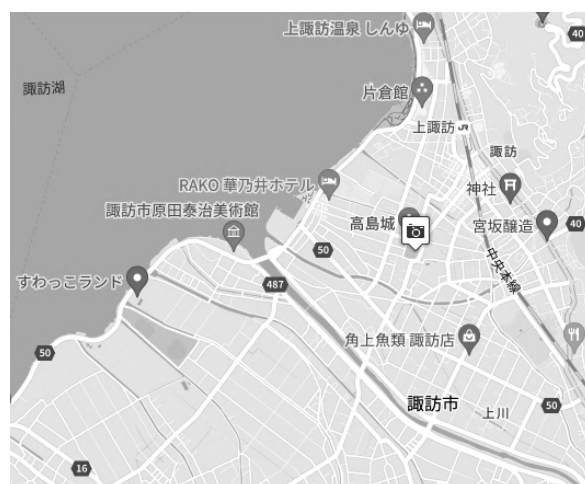
行政書士は、国民と行政とのきずなとして、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命とする。

- 1 行政書士は、使命に徹し、名誉を守り、国民の信頼に応える。
- 2 行政書士は、国民の権利を擁護するとともに義務の履行に寄与する。
- 3 行政書士は、法令会則を守り、業務に精通し、公正誠実に職務を行う。
- 4 行政書士は、人格を磨き、良識と教養の陶冶を心がける。
- 5 行政書士は、相互の融和をはかり、信義に反してはならない。

### 〔表紙〕 高島城 冬景色

高島城は、1598年（慶長3）年に豊臣家家臣日根野織部正高吉によって築城され、その後諏訪氏の居城となりました。現在の天守閣は1970（昭和45）年に復興されたもので、1階は「企画展示コーナー」「情報コーナー」、2階は「歴史資料室」、3階は諏訪地方を一望できる展望台になっており、諏訪湖と並ぶ諏訪市のシンボルとして、市民や観光客に親しまれています。春には桜、秋には紅葉を映したお堀も冬には凍結し、雪の日の朝には写真のような風景も見られます。

（写真提供：諏訪フォトライブラリ）



# 目 次

新年あいさつ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長野県知事 阿部守一…………… 2</li> <li>・会 長 和田英幸…………… 4</li> </ul>
各部長あいさつ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総務部長 鈴木潤…………… 5</li> <li>・農林建設部長 上島聡…………… 5</li> <li>・運輸交通部長 良川泰章…………… 6</li> <li>・国際部長 三浦洋子…………… 8</li> <li>・環境生安部長 小野清仁…………… 9</li> <li>・研修部長 高木陽子…………… 10</li> <li>・法務部長 柳澤誠…………… 10</li> <li>・広報業務対策部長 吉田靖史…………… 11</li> <li>・ADRセンター長 二瓶裕史…………… 12</li> <li>・外国人材受入企業サポートセンター長 赤羽康志…………… 12</li> <li>・デジタル推進特別委員長 土屋 帝…………… 13</li> <li>・(公社)コスモス成年後見サポートセンター 長野県支部長 柳澤誠…………… 15</li> </ul>
年 賀	…………… 16
日 行 連 関 係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関東地方協議会連絡会に参加しました…………… 17</li> </ul>
事 業 報 告	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定行政書士考査対策セミナーのご報告…………… 19</li> <li>・デジタルツール研修会第一回目のご報告…………… 20</li> <li>・行政書士試験 試験監督員に委嘱されて…………… 21</li> </ul>
業 務 資 料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・埼玉県（特別管理）産業廃棄物収集運搬業（積替え保管を除く）許可申請における「電子申請・届出サービス」利用の開始について…………… 22</li> <li>・（一財）建設業情報管理センターの事務所移転のご案内…………… 23</li> <li>・希望番号によるナンバープレートの申込日から交付（頒布）可能日について…………… 24</li> <li>・土地利用に関する制度をまとめたチラシについて…………… 27</li> <li>・建設業許可等に係る現地相談窓口について（通知）…………… 30</li> <li>・自動車検査証等のデザイン変更について（周知）…………… 32</li> <li>・軽自動車 OSS を提供するシステムの更改に併せた手続き処理等の仕様改善について（周知）…………… 33</li> <li>・「廃棄物の適正な処理の確保に関する条例逐条解説」及び「廃棄物の適正な処理の確保に関する条例質疑応答集」の一部改定について（通知）…………… 34</li> <li>・令和6年能登半島地震に係る印鑑証明書等の有効期間の取扱いについて（再周知）…………… 38</li> </ul>
お 知 ら せ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政書士無料相談について…………… 41</li> <li>・一般倫理研修の受講が全会員に義務化されました…………… 42</li> <li>・職務上請求書払い出しに関する運用について…………… 44</li> <li>・斡旋物一覧…………… 47</li> <li>・長野県収入証紙の販売について…………… 47</li> <li>・行政書士業務を廃止される方へ…………… 47</li> <li>・会員専用ページのID・パスワードについて…………… 48</li> </ul>
会 議 報 告	…………… 49
長野県行政書士政治連盟のページ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年頭所感…………… 55</li> <li>・農水大臣表敬訪問報告…………… 56</li> <li>・県選出自民党国会議員との懇談会・国会見学会報告…………… 57</li> </ul>
会 員 の 動 き	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入会・退会・ご逝去…………… 60</li> </ul>
編 集 後 記	…………… 60



## 新春を迎えて

長野県知事 阿部 守一

新年明けましておめでとうございます。謹んで新春のお慶びを申し上げます。長野県行政書士会会員の皆様には、旧年中、県政の推進に対して格別の御支援、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

昨年5月には、新型コロナウイルス感染症の位置付けが5類となり、3年以上続いた対応も新たな局面へと移行しました。医療・介護等の現場で献身的に御尽力いただいたエッセンシャルワーカーの皆様、様々な制限・制約に御協力いただいた県民・事業者の皆様に、この場をお借りして厚く御礼を申し上げます。

県では、今年度から新たな総合5か年計画『しあわせ信州創造プラン3.0 ～大変革への挑戦「ゆたかな社会」を実現するために～』をスタートしました。物価高騰や災害の激甚化・頻発化といった危機に向き合い、県民の皆様の「確かな暮らし」を守り抜いてまいります。その上で、一人ひとりの県民の皆様が経済的な豊かさだけでなく、生活の質やゆとりなども含めてしあわせを実感できる「ゆたかな社会」を長野県から創造するべく、社会の大きな変革に攻めの姿勢で挑戦してまいります。

今年は、この計画を着実に推進するため、次の5つを重点テーマとして県政運営にあたってまいります。

まずは、足元の物価高への対応と経済構造の転換です。エネルギーや食料品などの物価高騰から県民生活と事業活動を守るための取組に最善を尽くします。あわせて、適正な価格転嫁や産業の生産性向上を促進するなど、継続的な賃上げを実現できる強靱な経済構造への転換を図ってまいります。

次に、少子化・人口減少対策です。子育てにかかる経済的負担の軽減や、仕事と子育ての両立支援、固定的な性別役割分担意識の解消など、女性・若者から選ばれる県づくりを進めてまいります。また、物流2024年問題をはじめ、様々な分野で顕在化・深刻化する人材不足の問題に、あらゆる施策を総動員して対応してまいります。

3点目は、気候危機対策です。昨年11月に、2030年度までに取り組む重点施策を掲げたゼロカーボン戦略ロードマップを策定しました。「一家に1台はEV」、「住宅屋根の3割に太陽

光パネル設置」などの目標を県民・事業者の皆様と共有し、脱炭素社会の実現に取り組んでまいります。

4点目は、教育改革です。子どもたち一人ひとりのニーズに応じた「個別最適な学び」を長野県から実現できるよう、教育システムや多様な学びのあり方などについて、児童生徒や保護者、教育関係者等の皆様と議論を重ねています。新年度から信州型フリースクール認証制度を創設するとともに、県立高校の再編と一層の特色化、魅力化に教育委員会とともに取り組んでまいります。

5点目は、交通改革です。公共交通は、住民の日常生活や観光客の移動に欠かせないものです。社会的共通資本として、これまで以上に県が関与する仕組みへと転換し、高齢者や高校生など自家用車に頼ることができない方の移動の確保や、キャッシュレス化等による移動の利便性向上に取り組んでまいります。

こうした取組に加え、2028年の本県開催が内定した国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会（愛称：信州やまなみ国スポ・全障スポ）の準備、防災・減災、県土強靱化など災害に強い県づくりなども引き続き着実に推進してまいります。

本年も、「対話と共創」を理念に、県民の皆様とともに県政を進めてまいります。どうか変わらぬ御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、今年一年の皆様の御健康と御多幸をお祈り申し上げ、新年の御挨拶といたします。



## 令和6年長野県行政書士会会長年頭所感

会長 和田 英幸

令和6年の新春を迎え、謹んでごあいさつ申し上げます。長野会会員の皆様におかれましては、日頃から本会事業にご理解ご協力をいただき心から厚く御礼申し上げます。

まずは、本年元日に発生いたしました令和6年能登半島地震によりお亡くなりになられました方々にお悔やみを申し上げ、被災された多くの方々には心よりお見舞い申し上げます。一日も早い被災地の復旧復興をお祈り申し上げます。

さて、昨年を振り返りますと、私事ではありますが、令和5年度定時総会におきまして、長野会会長にご選任をいただき就任させていただきました。

会長所信として行政書士制度の発展と行政書士の地位向上に尽力することを掲げました。そのために、まずは足元の本会組織の強化を進め、本会が効率的で効果的な会運営をしていくことが重要と考え、DX推進、役員の負担軽減、事務局体制の強化・整備について取り組んでまいりました。

DX推進では、デジタル推進部が中心になり研修部や総務部、広報業務対策部、ADRセンターなど各部と連携しZoomを使った会議や研修会などにおいて実績を上げています。今後も更にDX推進に向けて各部が精力的に取り組むよう働きかけていきます。こうした取り組みにより役員・部員が遠距離移動による会議が減り負担軽減が図られていると拝察いたします。

また、事務局の運営においては事務局員の待遇改善を行い、更に事務効率化を図るため、順次、事務局において現金扱いを極力無くすことを進めています。こうした取り組みにより、従前からの事務運営に変化があり戸惑う会員もおありと思われませんが事務改善及び組織のDX推進においてご理解ご協力をいただきたくお願いいたします。

令和6年度においてはデジタル化をより一層進めるため広報紙「行政書士NAGANO」の紙ベース廃止に向けた取り組みや会議のペーパーレス化に向けた取り組みを推進し、順次効率の良い事務体制を整備していく所存です。

そして、今後さらに進む許認可申請に対する電子申請等の行政のデジタル化に向けて、国や県のデジタル化施策に日行連や日政連と協調して協力するとともに行政書士制度が後退することが無いよう関係各団体に働きかけを行い行政書士がデジタル化に対応できるよう研修会を充実させたいと考えています。また、長野県からの受託業務については引き続き継続できるよう信頼関係を深めていきたいと考えていますのでご理解ご協力をいただきたくお願いいたします。

最後に、本年が会員皆様方にとって益々の飛躍の年になりますことをご祈念し年頭のごあいさつといたします。

## 各部長あいさつ



### 総務部の課題や 皆様へのお願い

総務部長 鈴木 潤

新年あけましておめでとうございます。会員の皆様には日頃より総務部の活動にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

早いもので新しい体制となり半年が過ぎました。私にとって初めての総務部となり、やるべきことの多さに驚いております。しかしながら、わずか4人という少数の部であり、事務局の皆様へ大きな負担を掛けてしまっています。そこで、昨年中はDXの推進や環境整備について規約・規定等について精査を行い、総務部の方向性を検討しました。今年度は、賀詞交歓会や総会などの準備もありますが、規約・規定等やコンプライアンスマニュアルの改訂に向けて準備を行っていきたくと思います。

さて、令和5年8月31日より一般倫理研修の受講が義務化されました。職務上請求書の不正使用を契機として義務化されたものですが、もともと顧客とのトラブル防止や行政書士の地位向上の上でも必要なものでした。令和6年3月31日まで（9月以降の新規登録者は登録翌月初日から3か月以内）の受講期限が定められていますが、未受講の方がいらっしゃいましたら早期のご受講をお願いいたします。長野会は全国でも受講率がワースト3位（11月時点）という不名誉な立場にあり、各支部のご協力もいただきまして会を挙げて受講率の向上に努めています。全会員の義務ですので、職務上請求書の使用や兼業

の有無や業務量とは関係なく、ご受講してください。

また、本年度から始めている使用済み職務上請求書の確認作業においても記載が不十分なケースが見受けられます。記載事項も当初より変わっており、詳細に記載し使用目的を特定する必要があります。今一度使用目的・使用方法について確認をお願いいたします。

最後に、本年が皆様にとり龍の如く飛躍の年となりますよう、皆様と皆様を支えていらっしゃるご家族様のご健康とご多幸をお祈り申し上げまして、結びとさせていただきます。



### 農林建設部活動報告

農林建設部長 上島 聡

あけましておめでとうございます。

日頃より会員の皆様には農林建設部の活動につきまして、ご理解とご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

本年度は、建設業許可の話題として、令和5年1月よりG-bizIDによる「建設業許可申請・経営事項審査の電子申請」が開始されました。さらに今年度も引き続き県より建設業許可等に係る受託業務「建設業許可等申請書作成に係る相談業務」及び「経営事項審査形式審査業務」が実施され、相談員・審査員をしていただいた会員の皆様にはご尽力いただきましてありがとうございました。

農地法につきましても4月より3条の一部法改正が行われ、下限面積の撤廃等農地の移

動が緩和されることにより、3条の申請が増加しているようです。

今年度も様々な法改正等の情報等を周知できますよう努めてまいります。

#### 【農林建設部活動報告】

まずは、県からの受託業務について報告させていただきます。「建設業許可等申請書作成に係る相談業務」につきまして、引き続き現地相談業務は月2回4会場（北信・中信・東信・南信）各回2名にて実施されましたが、昨年度の相談件数が予定よりも少なかったため今年度は相談時間を9時から17時を13時から17時に短縮となりました。昨年度まで相談員の方には長時間に渡り相談業務を行っていただきましたが、実施時間が半日に短縮され大分負担が減ったかと思われしますが、今年度もご協力のほどよろしく願いいたします。

「経営事項審査形式審査業務」につきましても引き続き昨年度と同じく長野県庁建設政策課において毎月15日（各日2名）9時から17時まで実施されました。県職員のご協力のもと審査員の方々には月数百件の申請確認を実施していただき誠にありがとうございます。審査員の方々のご尽力のおかげで「決算変更届」の形式審査業務につきましても県より委託されることとなりました。

ここ数年県よりの委託業務「建設業許可等申請書作成に係る相談業務」「経営事項審査形式審査業務」及び「建設業許可申請・経営事項審査の電子申請」普及の為建設業許可申請等の業務中心に研修を行ってまいりましたが、ここ最近太陽光発電関連の農地転用に伴う問題が本会にも打ち上げられており、今年度は久しぶりに農地関連の研修を行うこととなりました。それを踏まえ、11月24日（金）会館3階大会議室において東信支部 若林政夫会員講師による「農地法実務研修」が行わ

れました。当研修には30名以上の会員の皆様に受けていただき、若林会員には実務上における様々な問題点を事例等交えつつ行っていただきました。

#### 【農林建設部の課題】

1月より「建設業許可申請・経営事項審査の電子申請」が開始されましたが、会員による利用状況が芳しくありません。会員の皆様にはさらなるご理解及び利用促進できますよう研修等を通じて努力してまいります。さらに、問題点等がございましたら改善できますように県等に働きかけるよう努めてまいります。

建設業キャリアアップシステムの代行申請手続きについても研修等により会員の皆様に情報等を発信し普及に努めたいと考えております。

農地法関連の情報につきましても、今後改正等及びその対応など本部会にて発信するよう努めてまいります。

最後になりますが、藤澤副部長、奈良木部員、田嶋部員、そして、相談員・審査員の日程等の調整にご尽力していただきました井上事務局長及び当部会担当事務局員村井さんありがとうございます。

今年一年会員の皆様には良い年となりますようお祈り申し上げます。



### 運輸交通部 昨年の活動報告と今年の課題

運輸交通部長 良川 泰章

謹んで新春の祝詞を申し上げます。

日頃の運輸交通部の活動への会員の皆様のご理解とご協力に感謝申し上げます。

まず、昨年の運輸交通部の活動について報



告させていただきます。

8月8日（火）に甲種出張封印の研修が行われました。自動車のナンバープレートのことでお世話になっている長野県自動車標板協会の島田様を講師に迎えて開催されました。

例年行われている丁種封印の研修会につきましては、10月4日（水）に松本市勤労者福祉センターにて行われました。中信支部運輸交通部会部会長の勝野信茂会員に研修の講師をしていただきました。2回の研修とも、これからナンバープレートの封印業務を行おうと考えている多くの会員の参加で盛況となりました。

そして昨年の大きな受託業務として、長野運輸支局松本検査登録事務所において8月から12月の繁忙期の間登録部門での相談員業務がありました。これにつきましては例年2月と3月の繁忙期に受託している相談員業務と同じような形式のものでした。ご多忙の中で引き受けてくださいました会員の方々にはこの場を借りて御礼申し上げます。

12月11日（月）には一般社団法人日本自動車販売協会連合会長野県支部様との情報交換会を開催しました。この情報交換会につきましては大槻運輸交通部長の時に初めて開催された会であり、実に4年ぶりに開催することができました。この会では様々な意見が活発に交わされ、とても有意義な時間となりました。令和5年においては11月までですが、販売協会連合会での新規登録の自動車（登録車）の45.9%がOSS申請によって行われたとのこと。OSS申請初年となった令和2年が2.0%でしたので、かなりの勢いでOSS申請に移行していることが実感できました。そしてOSS申請の車庫証明については会員販売店の申請の9割以上が行政書士に依頼されているとのこと。行政書士が作成したものについては補正が少ないとのこと

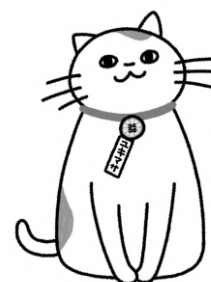
が、その中でいくつかの問題点を出していただくことができました。これらの問題点などを会員の皆様にも共有していただけるように、今後メールで情報発信や場合によっては研修などを行うことで、さらに浸透していくようにしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

そして今からは軽自動車の電子車検証がスタートしました。さらなる電子化が進んでいく中で、行政書士としてもしっかりと研鑽していくことで、日々の業務に支障のないように対応していかなければならないと感じます。

次に今年の課題として、研修については出張封印の定例的な研修のみならず、登録業務におけるOSS申請利用向上のための研修や運送・輸送関係などの研修についても適宜開催をできるような体制にしていければと考えています。

あと丁種封印に関してですが、月ごとの期日までに行政書士会へ報告するようにお願い致します。運輸支局との信頼関係が基礎となって成り立っている制度であるので、信頼関係を損ねることの無いように、丁種封印制度に登録している会員の皆様には適切な運用のご協力を申し上げます。

最後にですが、今年一年会員皆様のご活躍で運輸交通関係の業務についても、さらに発展していく一年になることをご祈念いたします。





## 国際部の活動報告と 今後の予定について

国際部長 三浦 洋子

皆様、新年明けましておめでとうございます。

コロナ禍における様々な規制が解除されたため国際部の活動や研修会なども以前に戻りつつあり、昨年は対面と Zoom による研修会を2回開催することができました。8月29日（火）には会員による「第1回分野別特定技能研修会」、11月14日（火）には長野地方法務局、戸籍課の竹内陽平国籍係長さんと東京出入国在留管理局、長野出張所の田島祐一郎所長さんによる「帰化申請、国籍取得について」、「入管業務における留意点」の研修会を行いました。長野会国際部においては、かなり以前から法務局と入管から講師をお招きして研修会を行うことを恒例としてきましたが、これは他都道府県にはない貴重な研修会とのことで、今回は東京会から2名、山梨会から4名の参加者がありました。また、久しぶりに研修会後の懇親会を開催し、他県からの参加者も含めて11名で意見交換を行いました。Zoomによる研修会ができるようになったため、以前より受講し易い環境となりましたが、直接参加することによって人と人の繋がりができ、情報交換もできたのではないかと思います。

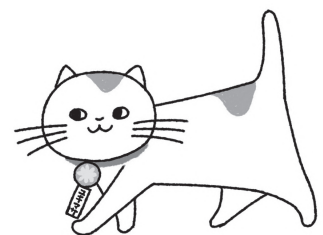
また、11月6日（月）には長野出張所において「入管コンシェルジュ」を行い、国際部員が来庁した外国人の相談や申請書類作成のお手伝いをしました。日頃は依頼されない案件などもあって行政書士のPRにもなり、入管職員の負担軽減にも寄与できるので、今後も国際部で続けるべき事業だと思っています。

す。

コロナ禍が過ぎ去り、いよいよ「特定技能」の申請が本格化してきました。長野会では県より委託を受けて「外国人材受入企業サポートセンター」を運営していますが、まだまだ会員の中では対応できる人材が少ないのが現状です。そこで、国際部においても「特定技能」の研修に力を入れたいと考え、今年2月2日（金）に「第2回分野別特定技能研修会」を開催する予定です。前回は、特定技能の概要と共に農業、介護、ビルクリーニング等についての研修を行いました。今回は、主に製造と建設分野の研修を行いますので、是非とも奮ってご参加下さいますよう、お願い致します。

さらに、2月22日（木）には長野会国際部恒例の「事例研修会」を「ホテル国際21」で開催する予定です。この研修会も長年長野会主催で行ってききましたが、近隣の行政書士会からの参加者が珍しい事例などを発表する場となっており、評価も高く、非常に勉強になる研修会です。敷居が高いとお考えの会員の方もいらっしゃると思いますが、発表する事例がなくてもどなたでも参加を受け付けており、研修会後の懇親会も予定しておりますので、こちらの方も是非ご参加の上、他県の先生方からの刺激を受け、交流を深めて頂ければと思います。

最後になりましたが、本年も国際部の活動について一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。会員の皆様のご多幸と事務所のご繁栄を祈念致しまして、新年のご挨拶とさせていただきます。





## これからに対する 期待・準備

環境生安部長 小野 清仁

去年はコロナ禍から抜け出し、少しずつ以前の生活を取り戻してきたことが実感できるようになってきました。それに伴い街にも賑わいが少しずつ戻って来たように思われます。環境生安部は景気にとっても影響してくる許認可を担当している部ではないかと思っております。飲食店は減少し、新規の開店もなくなると、営業許可申請、風俗営業許可申請も減るといったことです。確かに風俗営業許可申請の依頼は最近受けておりません。警察署（公安委員会）に対して申請が全くないわけではなく、申請を受託している先生方もいるとは思いますが。ただこれからは、申請が増えて来ることが予想されます。これまでにこの分野の業務をやったことのない方は、準備をしておいた方が良いでしょう。

今までは、環境生安部の「生安」、警察署の生活安全課窓口での許認可を話してきましたが、次は、環境生安部の「環境」について話させてください。産業廃棄物収集運搬業許可申請がメインとなります。小規模リサイクル業を営んでいた業者が、解体業者登録をして、建設業許可を取って行く業者もいますが、次は産業廃棄物収集運搬業許可をとりたいという気持ちになるようです。仕事に繋がりたい、許可を取るだけ取りたいなど、色々とモチベーションはあるかと思えます。この許可申請は、どうも今まではすべて自社でやっていたが、これはできないと思うようです。私たち行政書士にとって仕事になります。是非この会社と繋がり、産業廃棄物収集運搬業許可申請をし、この他の許認可や届出も任さ

れるようになってください。建設業許可申請やこの産業廃棄物収集運搬業許可申請は、難しいところが2つあります。①許可申請自体の難しさ ②業者の難しさがあります。①産業廃棄物の理解と業者が扱うものを検討し、会社内の情報を集め（会社自体、役員）、図面を添付し駐車場を示す、決算報告書3期分集め、許可条件を満たしているかの確認しながらになり、運搬車の正しい確保（車検証、写真）が必要になります。もし修正事項があっても後に変更届で何とかできますが、業者が求めていた事業範囲でない場合、変更許可申請となり新たに手数料も発生するので、ここによく注意してください。②ですが、ここが一番話したいところです。この業界は几帳面な社長と書類をすぐに用意してくれる事務員がいる会社ばかりであれば良いのですが、そうでもない会社も多く、先生に全て任せたとする依頼が多いです。相手に応じたコミュニケーションが大事なので、よくよく注意して対応してください。

最初に仕事が減っているという話をしました。ある業者から以前こんな話を聞いたことがあります。「建物を新築する人は減っても、建物解体の仕事はなくなる。」という内容です。このことからすれば、産廃関係業者もその仕事も減らないと思います。よって産業廃棄物収集運搬業許可申請は今後もコンスタントに入ってくる仕事の一つです。

行政書士の業務は許認可申請業務であることは間違いありません。令和6年は皆様が多く業務を受託できるよう期待し準備して行きましょう。





## 研修部の活動報告

研修部長 高木 陽子

新年おめでとうございます。今年度の研修部には4名任命され、全員が本会研修部としての任務は初めてでありながらも、支部研修や他部会・他士業での経験が豊富で業務に精通した個性豊かな部員が集まりました。部会は例年よりも多くオンライン開催し、活発な意見交換を通じてコミュニケーションを深めながら、研修会を企画運営しています。

昨年6月の研修部始動時期は、新規登録者必須研修会の会場探しから始まりました。毎年利用してきた松本駅前の会場が改修工事等で使用できないことが分かり、中信・南信エリアの会員の利便のためにも松本エリアにて開催すべく、部員それぞれが会場候補案を出し、部員による会場担当者との直接交渉の結果、今年度は松本駅前のホテルにて令和6年2月6・7日に開催できることになりました。会場での会員同士の交流がより一層図れるよう、研修部では仕掛けを考えております。2日目午後は、一般会員向けの研修も予定しており、オンライン受講も可能ですので、ぜひ奮ってご参加ください。ご参加される会員の方にとって実りある研修会になるよう準備を進めております。

その他、研修部の活動としては、行政書士NAGANO2023秋号にて「行政書士業務受任時の注意事項」についてお知らせし、昨年9月には「特定行政書士考査対策セミナー」を2回開催。12月にはデジタル推進特別委員会との共催で、会員のITリテラシー向上を目的とした「デジタルツール研修会」を開催致しました。各研修会については今号の別頁に

て報告しておりますので合わせてご覧ください。

令和6年度については、上記のデジタル推進特別委員会共催の研修会を継続して開催し、行政書士登録後3年以上の会員を対象としたブラッシュアップ研修会等を予定しております。研修部は、法改正、制度改正、行政の電子申請導入等に即し、有益な研修会開催と必要な情報を会員皆様にお届けできるよう努めてまいります。本年もどうぞ宜しくお願い申し上げます。



## 新年のご挨拶 (法務部の活動)

法務部長 柳澤 誠

新年明けましておめでとうございます。元日に発生しました能登半島地震の犠牲者の方にお悔やみと被災された皆様にお見舞いを申し上げます。

本年度、新たな体制となった法務部では相続土地国庫帰属制度、特定行政書士制度、法教育、権利擁護支援、災害対応を主な命題として取り組みを進めて参りました。

まず、相続土地国庫帰属制度については、令和5年4月より始まった新たな制度ですが、書類作成代行者として行政書士が位置づけられていることから、会員の皆様への周知の為の研修会の開催やその後の事例の集積といった取り組みが必要と考えております。その為中信支部と共催で法務局から担当官をお招きし研修を行い、現地参集・オンラインを含め多くの会員にご参加いただきました。今後、法務局担当課とも連絡を取り合いながら事例の集積、方法の深化を模索して参りたいと思います。

特定行政書士制度については、平成 27 年の制度開始からすでに 8 年が経過し、本会でも 80 名の会員が修了しています。これまで実務者の会員をお招きしブラッシュアップ研修を行い、会員の実務能力の研鑽に努めて参りました。デジタル庁が創設され加速度的にオンライン手続き導入されることが想定される中で、今年度は改めて特定行政書士制度の意義と将来的な見通しについて確認するべく日行連の担当役員との意見交換を行いたいと考えております。

法教育については、これまでも法務部内で検討を進めて参りましたが、実現に至っておりませんでした。今年度は本会の社会貢献活動のとして、行政書士法の目的でもある国民の権利利益の実現に資するべく法教育の実施に向けた計画と実施のために作業部会を設け、知見のある会員に助言と協力をお願いし、将来の社会を担う子どもたちに必要な人権感覚と法知識を身につけていただける授業となるよう、実施に向けて取り組んで参ります。

権利擁護支援については、今年度より本会として県権利擁護支援推進会議に参加することになり成年後見分野を含む権利擁護支援に取り組むことを期待されております。これまでも本会会員であるコスモスしなの会員が成年後見支援を行っておりますが、本会としてもコスモスしなのとも連携をとりながら、市民公開講座の共催実施などを通じて権利擁護支援に取り組む姿勢を発信して参ります。

災害対応については、令和元年第 19 号台風災害より 5 年が経ち、本会においても大規模災害対応規程の制定や県内市町村と各支部との時相談協定の締結が進んで参りました。能登半島地震の発生も踏まえ、平時において継続的な取り組みと不断の見直しを行っておくことが肝要と考えております。本会役員を

含めた災害対応についての検討を進めて参ります。

法務部が取り組むべき課題は多岐にわたりますが、今後の方向性につきましてもご意見をお寄せいただければ幸いです。最後になりましたが、今年一年が会員の皆様にとりまして素晴らしい一年となります様、お祈り申し上げます。



## 広報業務対策部 新年のメッセージ

広報業務対策部長 吉田 靖史

あけましておめでとうございます。今期、広報部と業務対策部がひとつになった広報業務対策部です。

日頃より部の活動にご理解ご協力を賜り広報業務対策部を代表して感謝申し上げます。

本年も対外的には行政書士の多岐にわたる業務をご理解いただけるような広報活動を、会員のみなさまには効果的な情報提供を心がけてまいります。

昨年 10 月の「行政書士制度広報月間」では、各支部のご協力を得て行政書士の存在をアピールすることができました。

そして、まもなく迎える 2 月 22 日の「行政書士記念日」にあわせて各支部で無料相談会を開催していただき、地域社会における行政書士の存在感を高め、行政書士の専門性や社会への貢献を広くアピールし、より一層の理解を得ることを目指しています。

さて、会員のみなさまにお知らせがございます。

次年度に向けて、前期からの広報部の検討課題であった会報「行政書士 NAGANO」の発行を紙媒体からデジタル化し、本会ホーム

ページ上に掲載する計画を進めているところ  
です。

ホームページにアクセスするのが困難な会  
員への支援などの問題はありますが、いわゆ  
るペーパーレス化の利点は多いと考えます。

あわせて、ホームページをより使いやす  
く、会報以外の情報も充実させ、会員のみ  
なさまにとって便利で価値ある情報が提供  
できるよう、デジタル推進特別委員会のご  
協力を得て改善を進めてまいります。

業務対策分野では、行政書士と行政書士  
制度を理解していただくための広報・啓  
発活動を行うだけでなく、非行政書士に  
関する情報や課題についての意見を広く  
集め対処いたします。この分野でも引  
き続きご協力いただけますようお願い  
申し上げます。



## ADR と ODR

ADR センター長 二瓶 裕史

あけましておめでとうございます。昨年中  
は、当センターの活動に対しまして、ご理  
解とご協力を賜り、ありがとうございました。

長野県行政書士会として ADR 事業に取  
組み始めて 15 年ほど経ったでしょうか。こ  
の間、多くの方のご協力を得ながら、研  
修会や挨拶回り等の PR 活動を重ね、第  
1 号の調停成立も経験してきました。そ  
して当センターは、法務省の認証を受  
けてから 2 月 1 日で 5 年となります。  
関係者の皆様には、重ねて御礼申し  
上げます。

折に触れて、ADR における調停スキ  
ルは、日常の相談業務でも非常に役に  
立つということをお話してきていま  
すが、コロナ禍における多くのオン  
ライン会議を経験する中で、改

めて調停スキル（コミュニケーション技  
法）の有用性を実感しているところ  
です。

今後、ADR もデジタル化の波に乗ら  
なくてはならず、当センターとしても  
ODR（オンライン調停）に取り組む  
ことを検討しています。遠方の当事  
者同士でも不自由なく調停ができ  
るよう、現在、規定の見直しや、情  
報収集・ツールの活用方法の研究等  
行っています。その第一歩として、  
本年度の事務実施者養成研修の多  
くの単元ではオンライン研修を  
実施し、オンラインによる双方向の  
コミュニケーション経験を重ねて  
おります。

ご興味のある方は、ぜひとも研修  
会等ご参加くださいますようお願い  
申し上げます。

最後になりますが、令和 6 年も皆  
様にとって素晴らしい一年となり  
ますようご祈念申し上げます、  
新年のご挨拶とさせていただきます。



## 長野県外国人材受入企業 サポートセンターの活動について

長野県外国人材受入企業サポート  
センター長 赤羽 康志

新年あけましておめでとうございます。

会員の皆様には、日頃より長野県  
外国人材受入企業サポートセンター  
の活動にご理解とご協力を賜り誠  
にありがとうございます。当セン  
ターは、外国人材の採用を希望  
する県内企業・団体の支援および  
県内の大学・専門学校等を卒業  
後に就職を希望する外国人留  
学生の県内定着を図ることを  
目的として、長野県行政書士  
会が長野県から委託を受けて  
設置・運営しています。

主な活動内容としましては、①  
企業向けサポート窓口を設置し、  
外国人材の受入に関する県内  
企業・団体からの相談に電話  
または対面に対応すること ②  
在留資格や外国人雇用

のルールなどを周知するための企業向けセミナーを県内5地区で開催すること ③外国人留学生が多数在籍する県内の大学・専門学校において、就職に伴う在留資格変更許可申請手続きの事務指導や日本の労働慣行などについての教育活動を実施すること ④県が設置している「長野県多文化共生相談センター」が実施する市町村窓口での出張相談会に専門的知識を持った行政書士を派遣することが挙げられます。

その他にも、長野県教育委員会、地域振興局、商工会議所からの依頼を受け、各団体が主催するセミナーへの講師派遣を行い、多文化共生担当者合同連絡会議への参加も予定されているなど、活動の場は少しずつ広がっています。令和6年度は、外国人材の受入れに関する相談に対応する相談員の増員を予定していますので、外国人の就労について高度な専門的知識を備えた会員の皆さまのご協力をお願いいたします。

昨年11月に「技能実習制度および特定技能制度の在り方に関する有識者会議」が取りまとめた「最終報告書」が公表され、現行の技能実習制度を発展的に解消し、人材育成と人材確保を目的とした新制度（育成就労）を創設する方向であることが大きなニュースとなり、当センターにも関連した問い合わせが多く寄せられています。外国人材の適法かつ円滑な受入れをサポートするため、情報提供を続けるとともに、外国人材の活用を検討する企業の皆さまからの質問に迅速かつ的確に回答できますよう、センター員一同研鑽を積んで参ります。

本年もよろしくをお願いいたします。



## ごあいさつ

デジタル推進特別委員長 土屋 帝

会員の皆さま、謹んで新春のお慶びを申し上げます。

日頃よりデジタル推進特別委員会の活動にご協力いただきありがとうございます。

さて、当委員会の昨年の事業実施状況をご報告いたします。

1. 各支部への Zoom アカウント配付の件  
各支部への配付予定の Zoom アカウントの件ですが、契約が完了し、動作テストも終了しております。各支部のデジタル推進担当者を集め、使い方について伝達研修会を開催する必要があるかと思っておりますので、その際にご協力よろしくをお願いいたします。

2. 配信用機器の追加調達  
現在、配信用機器は1セットしかなく、研修会ごとに会館から貸し出している状況です。距離的に中南信方面での利用が難しい状況でございますので、もう1セット調達し、中南信方面での利用がしやすくなるように計画しております。

最初に機器を導入してから、2年ほどになりますが、配信技術も蓄積されてきましたので、必要最小限の設備で、かつ、簡単に使えるものを導入する予定でおりますので、ご期待ください。

### 3. 研修会関連

昨年は、8月28日にADRセンターとの合同会議内で、ODR（オンラインによるADR）のための Zoom 研修（アプリ導入～ブレイク

アウトルームの利用法、画面共有・ホワイトボードの活用など)を実施したほか、12月14日にデジタルツール研修会(googleドライブなどのクラウドの有効活用など)も開催いたしました。本年2月にも、デジタルツール研修会(第2回)が開催されますのでご参加ください。皆様のITリテラシー向上の一助となっていれば幸いです。

#### 4. 連合会とのDX推進連携

昨年9月に日本行政書士会連合会のWebサイトがリニューアルされました。連合会のDX化事業の一環で進められていたものの一環となります。以前に比べ、見やすくなったと感じております。行政書士会員サイト『連con(れんこん)』との連携もうまくとれているようで、会員サイトで行った変更が即時連合会Webサイトに反映されるようになっていました。(※以前からそうだったのかもしれませんが、リニューアル前の使いにくいイメージからは一新された印象です。)

今後、単位会の会員管理システムとの連携も計画されているようですが、個人的には、単位会で会員管理システムを持つのではなく、連合会の持っている会員データベースを単位会で利用できる仕組みとしていただきたいと考えております。(※現在のところ、連合会と単位会はそれぞれ個別のデータベースを持っているようですが、データの2重管理は好ましくないと思います。皆さんも、『連con(れんこん)』にアクセスしていただき、ご自身の登録情報を確認してみてください。間違っているかも(?)かもしれません。)

次に、連合会の研修システムについてですが、こちらは既存の中央研修所のシステムを利用することで、単位会の研修も配信できるようです。ただし個別に費用が発生する(配信1件毎に6000円程度)とのことですので、

運用するか否か、予算立ても含めて検討が必要となっております。(※配信1件6000円と考えると高いようですが…単位会側で新システムの導入するには50~60万円はかかりますので、中央研修所のシステムを間借りして、100件の研修動画を安定供給できるほうがメリットがあるような気がします。)

#### 5. 各部、各支部、関連組織の研修会支援について

デジタル推進特別委員会では、各組織が企画する研修会のオンライン配信支援事業を実施しております。昨年は、国際部や法務部の研修会を中心に10件程度の配信作業の支援をさせていただきました。まだまだ、改善の余地のある配信となっておりますが、委員各位全力でサポートさせていただきますので、オンラインまたはハイブリット研修の開催をご希望の場合は、ご相談ください。また、ご協力いただきました皆様には、心より感謝申し上げます。

#### 最後に今後のオンライン申請について

昨年12月19日に開催されました国会議員との懇談会の際、短時間ではありますが、連合会の偉い人(※ご想像にお任せします。)とお話する機会を得ましたので、今後のオンライン申請のありかたについてお聞きしてまいりましたので、ご報告したいと思います。

以下、Q(土屋)、A(偉い人)。

Q: オンライン申請が普及していくことは好ましいことではありますが、オンライン上ではなりすましによる本人申請が簡単であるため、無資格者による代理申請が問題になると思います。前例としてオンラインでの登記申請の場合、司法書士や土地家屋調査士による電子署名などの仕



組みがありますが、それと同様に許認可申請についても行政書士による電子署名を必須とするなど、法整備などの働きかけはされているのでしょうか？

A：我々の業務は多岐にわたり、現に様々なシステム（オンライン申請システムやアプリのこと）が運用されているなかで、全ての申請を電子署名と紐づけるのは現実的ではない。電子署名を義務付けするのではなく、許可権者側が必要に応じて資格者であるか否かのチェックを簡単にできるシステムの構築を計画し、働きかけをしています。

とのことでした。



## 新年のご挨拶

(コスモスしなのを巡る大きな動き)

(公社)コスモス成年後見サポートセンター  
長野県支部(コスモスしなの)支部長 柳澤 誠

新年明けましておめでとうございます。元日に発生しました能登半島地震の犠牲者の方にお悔やみと被災された皆様にお見舞いを申し上げます。平素は当支部活動にご理解とご支援を賜り、誠にありがとうございました。本年もよろしくお願い申し上げます。

昨年は、コスモスしなのにとって大きな動きのある一年となりました。

ひとつは、コスモス成年後見サポートセンターが一般社団法人から公益社団法人となり、これまで行ってきた行政書士の社会貢献としての成年後見支援活動について、更に社会への公益に資する活動として取り組むことが求められることとなりました。長野県内でも権利擁護支援の中核機関の設置がほぼ完了する状況となっておりますが、運営委員等と

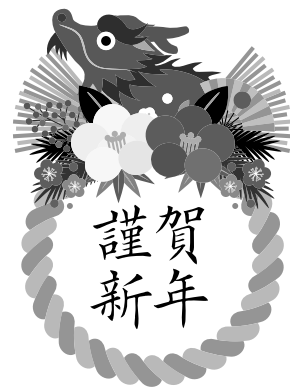
して行政書士が関与する機関もまだ限られた地域にとどまっています。このことは他士業の取り組みが先行していることもありますが、我々も地域を限定することなく県内全域にわたって支援できる体制を整える必要があります。そのためにも、より多くの皆様にコスモスしなのが行う成年後見支援活動に参画してご助力頂ければ幸いです。

もうひとつの大きな動きは、財産管理及び成年後見業務について「行政書士業務に付帯し密接に関連する業務に該当する」旨の総務省通知が各都道府県の担当部局、各金融機関に発出されたことです。これまで成年後見業務は行政書士たる個人が受任しているとされていた時期もありましたが、これまで積み重ねてきた実績と合せて行政書士が成年後見分野においても専門職として活動するバックボーンになるものと考えております。また、このことは成年後見分野を含む権利擁護活動を行う長野県行政書士会本会と成年後見分野に専門的知見を有するコスモスしなのとが、より連携を密にする必要があることを示唆するものです。現在、長野県権利擁護支援推進会議の構成員として長野県行政書士会とコスモスしなのが参加しておりますので、他関係団体と情報交換と連携強化に取り組んで参ります。これらの成年後見分野も含む権利擁護活動の大きな動きを、コスモスしなのとしてもしっかりと受け止め、活動強化に邁進して参ります。各地のコスモスしなのの会員は成年後見支援活動への熱い思いを持ち活動に取り組んでおります。ぜひ多くの皆様のご入会をお待ちしております。

最後になりましたが、長野県行政書士会会員の皆様にとって本年がより良い一年となりますよう祈念申し上げますとともに、本年もコスモスしなのに変わらぬご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

# あけまして おめでとうございます

会員の皆様のご繁栄とご多幸を  
お祈り申し上げます



会	長	和	田	英	幸								
副	会	長	荻	原	政	吉							
副	会	長	上	島		聡							
副	会	長	二	瓶	裕	史	理	事	鈴	木		潤	
副	会	長	松	島	茂	行	理	事	良	川	泰	章	
理	事	渡	邊	博	昭		理	事	涌	井	史	明	
理	事	土	屋		帝		理	事	大	前	進	一	郎
理	事	木	村	和	彦		監	事	藤	森	ひろ	子	
理	事	五	味	直	美		監	事	廣	瀬		繁	
理	事	吉	田	靖	史		名	譽	会	長	山	本	準
理	事	木	下		茂		顧	問	竹	内	波	美	男
理	事	飯	塚		肇		顧	問	小	泉	俊	博	
理	事	小	野	清	仁		顧	問	小	川	修	一	
理	事	友	渕		大		事	務	局	長	井	上	雅
理	事	三	浦	洋	子								同

# 日 行 連 関 係

## 関東地方協議会連絡会に参加しました

広報業務対策部長 吉田 靖史

昨年11月20日、21日の二日間、関東地方協議会連絡会が開催されました。

関東地方協議会（関地協）は、1都10県の行政書士会で構成され、今年度は埼玉会が当番会です。

さいたま市のソニックシティーを会場に行われた連絡会には、長野会から正副会長、総務部長、国際部長、法務部長、広報業務対策部長が参加しました。

1日目の開会式は、関地協の副会長でもある当会の和田会長の開会の辞に続き、関地協会長の関口埼玉会会長、ご来賓の埼玉県副知事、日本行政書士会連合会（日行連）常任会長のご挨拶があり、その後は「会長会」のほか、「総務部事業関係」、「広報関係業務」、「建設環境関係業務」、「国際関係業務」、「市民法務関係業務」の分科会ごとに意見交換会が行われ、私は「広報関係業務」の分科会に参加させていただきました。



開会の辞



日行連会長ご挨拶

分科会では単位会の様々な課題や参考事例について、活発なディスカッションが行われ、課題や悩みは単位会の規模に関係なく共通であることがよく分かりました。

意見交換会後には隣接するホテルを会場に懇親会が開催され、参加者のみなさんと親睦を深める良い機会となりました。

2日目は全体会から始まり、各分科会から意見交換会の報告が行われ、単位会の取り組みや課題が共有されました。

また、日行連との連絡会では、常任会長から全国的な動向や日行連の課題について情報共有が行われ、事前に寄せられた日行連に対する要望・意見等に対する回答がありました。

閉会式では、次年度の当番会である群馬会の古田島会長の挨拶と閉会の辞で二日間の日程を閉じました。

今回の連絡会を通じて得られた知見を、長野県行政書士会の活動に活かすことができればと思います。各専門部には他の単位会の成功事例や課題の解決策を参考に、会員のサポートにつながるような事業計画の検討と実施が期待されます。



長野会参加者



# 事業報告

## 特定行政書士考査対策セミナーのご報告

研修部長 高木 陽子

長野県行政書士会研修部では、毎年行っている長野会会員向けの「特定行政書士考査対策セミナー」を令和5年度も2回に渡り、開催致しました。

1回目は令和5年9月9日（土）に、長野県行政書士会館会議室にて対面で開催。講師は特定行政書士の渡邊博昭先生（東信支部）をお願いをし、行政手続法・行政不服審査法・行政事件訴訟法について講義並びに模擬問題の演習を行いました。受講生皆さんにとっては行政書士試験で勉強をされてきた分野でもありますが、受験から一定期間経っていることもあり、受講生の方たちはメモをとりながら、熱心に聞き、演習に取り組んでいらっしやいました。渡邊講師による力強い語りのもと、緻密な分析に基づいた過去の考査問題についての傾向及び、重要な条文や事項に軸を置いた対策、考査当日の心構えの話、考査問題分析結果の資料配布もあり、ここでしか聞けない対策セミナーとなりました。



2回目は令和5年9月16日（土）に1回目同様に行政書士会館会議室にて対面で開催し、特定行政書士の岡田忠興先生（中信支部）に講師を務めていただきました。この日の講義内容である民事訴訟法、要件事実は行政書士試験では試験範囲に入っておらず、特定行政書士になるために多くの方が初めて学ぶ受講科目です。今回は、模擬問題演習に取り組んだ後に解答を受講生自身が順に答え、続いて岡田講師が理解の仕方なども含めて丁寧に解説をしていくという形式で講義が進みました。また、講義冒頭には、考査の概要や当日の注意点、考査当日に向けた心構えや勉強方法など、これまで多くの考査を受ける受講生を見てきた岡田講師ならではの激励の言葉もあり、受講生みなさんが気を引き締めていらっしやるのが伝わってくる時間となりました。これまでの考査問題の傾向と対策及び特定行政書士の実務についても詳細にまとめた資料が配られ、受講生の方達にとって有益な講義になりました。



特定行政書士考査は令和5年10月22日に行われ、今年度、長野会では特定行政書士が5名増えました。また、これまで非公開であった考査問題と正答が、今年度より日行連ホームページの会員サイト「連 con」にて令和5年11月15日付で公開されております。

## デジタルツール研修会第一回目のご報告

研修部長 高木 陽子

令和5年12月14日に、デジタル推進特別委員会と研修部は共催で、会員のITリテラシー向上を目的とした「デジタルツール研修会」の第一回目を開催いたしました。今回の講義テーマは、「聞きたいけれど今更聞けない、でも聞けばすぐに業務の役に立つデジタルツールの使い方」とし、1回目は「Google アカウントの作成とクラウド上でのフォルダ保存と共有」が実体験できる研修会といたしました。講師は、デジタル推進特別委員会副委員長及び研修部員の涌井史明先生（北信支部）が務めました。オンライン配信はデジタル推進特別委員長と委員が担当し、長野県行政書士会館会議室ではノートパソコンを持参された会員7名及び研修部員2名が集まり、オンライン受講は29名。業歴も登録1年目から20年を超える会員の方まで幅広く、テーマへの興味の高さがうかがえました。

涌井講師は、民間企業でインフラ系エンジニアとして活躍されていた期間が長く、行政書士業務に多々デジタルツールを活用されています。涌井講師の説明のもと、無料で安全に使えるグーグルドライブについての理解を深め、実際の手順で、会場ではアカウント登録とクラウド上でのファイルの保存、他の方との共有方法を各自演習しました。会場では、研修部員やデジタル推進特別委員のみならず、操作に手慣れた会員が他会員へ助けを出しながら、パソコンを実際に操作する姿がありました。限られた時間での演習ではありましたが、聞くだけでなく手を動かすことで、操作で時間がかかってしまう点やつまづきやすい点等が分かり合えた時間となりました。オンライン参加者の方の中でも、実際にグーグルドライブ上で操作し、会場にいる涌井講師とフォルダの共有までできた方が複数いらっしゃいました。涌井講師には、復習用にYouTubeで見ることのできる操作手順動画をご準備いただき、研修会後にあらためて復習できる動画として、受講者皆様にご紹介いただきました。



次回のデジタルツール研修会は2月下旬に予定しています。第一回目の演習復習及び業務の役に立つサイトのご紹介の予定です。行政書士登録してまもない会員皆様にとっては、先輩行政書士がこういったデジタルツールやサイトを活用して業務効率化を図っているかを知る機会になるかと思えます。こちらも会場受講並びにオンライン受講の選択が可能ですので、より多くの会員皆様にご受講いただければ幸いです。また、来年度以降も、デジタル推進特別委員会と研修部共催のデジタルツール研修会は、会員のITリテラシー向上を目的として継続開催して参る予定です。

参考：ITリテラシーとは（chatGPTに聞いてみました）

ITリテラシー（Information Technology Literacy）は、情報技術に関する知識とスキルを理解し、効果的に活用できる能力を指します。具体的には、コンピュータやソフトウェア、ネットワークなどの情報技術进行操作・理解し、情報を適切に評価・利用する能力を含みます。ITリテラシーは現代社会においてますます重要視され、様々な分野で求められています。

## 行政書士試験 試験監督員に委嘱されて

広報業務対策部員 大前 進一郎

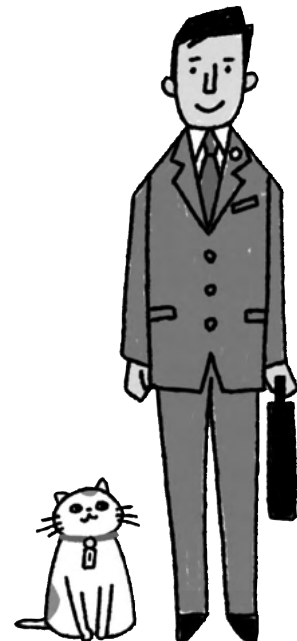
県内の行政書士試験が、厳正な監督のもとに行われました。当日、行政書士の資格を目指す多くの受験生が一堂に会し、合格への道を歩みました。私は今回、チーフ監督員として委嘱され、受験生に試験の流れを説明するなどの責務を果たしました。

11月12日（日）、県内の複数の試験会場で同時に開催された試験では、厳重なセキュリティと精密な試験委員の監督のもと、公正かつ公平な環境が提供されました。試験会場全体で円滑な進行が実現されました。

私は以前に補佐の監督員として参加した経験がありましたが、今回はチーフ監督員となり、受験生に試験の進行や注意事項について説明する責務を担いました。受験生の前で話すときは緊張しましたが、大きなトラブルもなく、試験を終えることができました。

試験会場全体としても、試験実施委員会の丹念な計画と準備により、試験会場では円滑な進行が維持されました。各試験室では厳格な監視のもと、受験生たちが真剣に試験に取り組んでいる様子が見守られました。

県内の行政書士試験が平穏かつトラブルのない状態で実施され、新たな行政書士たちが地域社会において活躍することが期待されます。合格を果たした受験生たちが、地域社会に新たな価値をもたらす一翼を担うことを心待ちにしております。



# 業 務 資 料

埼 行 発 第 5 5 8 号

令 和 5 年 1 1 月 2 8 日

日本行政書士会連合会  
関東地方協議会  
単位会会長 各位

埼玉県行政書士会  
会長 関口 隆夫  
(公印省略)

## 埼玉県(特別管理)産業廃棄物収集運搬業(積替え保管を除く) 許可申請における「電子申請・届出サービス」利用の開始について

埼玉県収入証紙の廃止に伴い、標記の産業廃棄物収集運搬業許可申請については「電子申請・届出サービス」を用いた申請及び申請手数料の納付に移行することになりました。

これに伴い、従来の申請方法及び申請手数料の納付方法が下記の通り変更となりますので、貴会会員等へ周知いただきますようお願い申し上げます。

以上

### 記

#### 1 変更の概要

埼玉県収入証紙の廃止に伴い、申請方法及び申請手数料の納付方法が「電子申請・届出サービス」による申請及び電子納付と郵送等を併用する方法に変更します。

※窓口での決済端末によるキャッシュレス決済には対応しませんので御注意ください。

#### 2 手続き方法

手続きの詳細は下記を御確認ください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0506/kurashi/gomi/sangyo/shushuunpan/index.html>

#### 3 利用開始日時

令和5年11月30日(木)午前9時00分から。

※令和6年3月末日までは、従来の埼玉県収入証紙による申請手数料の納付が可能です。なお、令和5年12月末日をもって、埼玉県収入証紙の販売は終了となります。



## (一財) 建設業情報管理センターの事務所移転のご案内

このたび、(一財) 建設業情報管理センターは、本部・東日本支部の事務所を次のとおり移転いたしますのでご案内申し上げます。

なお、移転に伴い電話番号、FAX 番号が変更となりますので、よろしくお願い申し上げます。

### 1. 移転先

〒103-0011 東京都中央区日本橋大伝馬町1-4-1  
住友生命日本橋大伝馬町ビル 5階 本部 4階 東日本支部

### 2. 電話・FAX 番号

【本 部】	(代表電話)	03-6661-6622	(FAX)	03-6661-6629
【東日本支部】	(電話)		(FAX)	
(総務課)		03-6661-7106		03-6661-7109
(分析課) 北海道・東北		03-6661-7214		03-6661-7224
関 東		03-6661-7427		03-6661-7435
中 部・北 陸		03-6661-7524		03-6661-7528

### 3. 移転日 令和5年12月23日～24日

### 4. 移転後の業務開始 令和5年12月25日(月曜日)

以上



事務連絡  
令和5年12月12日

長野県行政書士会 様

一般財団法人 長野県自動車標板協会

## 希望番号によるナンバープレートの申込日から交付(頒布)可能日について

日頃より、本業務についてはご理解ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、今般上部団体であります一般社団法人全国自動車標板協議会より、標記取扱いについて国土交通省と協議した結果の連絡がありましたので、別紙のとおり取扱い内容を連絡させていただきます。

なお、ご理解を賜り傘下会員様に周知くださるようお願い申し上げます。

事 務 連 絡  
令和5年12月 7日

一般社団法人 全国自動車標板協議会

希望番号による自動車のナンバープレートの申込から交付開始までの  
期間について

拝啓

貴団体におかれましては、当協議会の業務運営に格別のご厚情を賜り、誠にありがとうございます。

さて、希望番号による自動車のナンバープレートの申込から交付開始までの期間については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年6月30日付け事務連絡にてお知らせしたところです。

今般、この期間について見直しの検討を行いましたが、標板製作の現場においては、図柄入りナンバープレートの種類の増加や新たなご当地ナンバーの追加等により、生産効率が厳しい状況にあることに加え、職員や社員等の従業員に対する働き方改革の推進や物流業界の2024年問題の影響（配送締め切り時間の繰り上げや翌日配送の中止等）などの新たな課題が生じております。

このような新たな課題を踏まえて検討した結果、今後、希望番号による自動車のナンバープレートの申込から交付開始までの期間については、下記のとおりとさせていただきますので、大変お手数をお掛けいたしますが、傘下会員の方にご周知いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、本措置の内容については、国土交通省と調整済みであることを申し添えます。

記

<期間変更の内容>

1. 実施日 令和6年1月4日（木）から実施
2. 期 間  
ペイント式 6営業日のまま  
字 光 式 7営業日のまま  
図 柄 入 り 12営業日から10営業日に短縮



長野県行政書士会  
会長 和田 英幸 様

長野県知事 阿 部 守 一（公印省略）

土地利用に関する制度をまとめたチラシについて（送付）

県の土地対策行政につきましては、日ごろから格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、県では、土地利用に関わる皆さまに許可等の制度をわかりやすくお示しできるよう、制度を取りまとめたチラシを作成しました。チラシのコードを読み取ることで、問合せ先等が表示されたホームページへアクセスできるようになっております。

つきましては、趣旨をご理解いただき、貴会会員の皆さまにチラシ（電子データ）をお配りいただければ幸いです。

（問合せ先）

担 当	企画振興部総合政策課土地対策係 原
電 話	026-235-7025（直通） 026-232-0111（代表）内3791
ファクシミリ	026-235-7471
電子メール	tochi@pref.nagano.lg.jp

土地利用にあたり、許可等が必要となる  
場合がありますのでご確認ください。

問合せ先など  
詳しい内容  
はこちら



※ 本チラシは住宅用地を想定して作成しておりますので、用途によりこのほかにも規制がかかる場合があります。  
必ず関係法令規制について十分な確認を行ってください。

行為	手続	法令名(対象区域)
土地の形質 (形状)変更	許可	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林法(保安林、地域森林計画対象森林)</li> <li>・河川法(河川区域、河川保全区域)</li> <li>・地すべり等防止法(地すべり防止区域)</li> <li>・砂防法 ・長野県砂防指定地管理条例(砂防指定地)</li> <li>・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(急傾斜地崩壊危険区域)</li> <li>・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(土砂災害特別警戒区域)</li> <li>・都市計画法(都市計画区域内外、風致地区)</li> </ul>
	許可又は届出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然公園法(国立(国定)公園内の特別地域、特別保護地区、普通地域)</li> <li>・長野県立自然公園条例(県立自然公園内の特別地域、普通地域)</li> <li>・長野県自然環境保全条例(県自然環境保全地域内、郷土環境保全地域)</li> <li>・長野県希少野生動植物保護条例(希少野生動植物保護に係る規制地区、監視区域)</li> <li>・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(絶滅のおそれのある野生動植物の生息地等保護区の管理・監視地区)</li> <li>・文化財保護法 ・長野県文化財保護条例(周知の埋蔵文化財包蔵地、史跡名勝天然記念物、重要文化的景観地区)</li> </ul>
	届出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長野県ふるさとの森林づくり条例(森林整備保全重点地域)</li> <li>・土壌汚染対策法(要措置区域、形質変更時要届出区域など)</li> <li>・景観法 ・長野県景観条例(県内全域、景観育成重点地域、景観育成特定区域)</li> </ul>
	農振除外	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業振興地域の整備に関する法律(農用地区域)</li> </ul>
	事前協議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長野県水環境保全条例(水道水源保全地区)</li> </ul>
	建築物の建築	許可
許可又は届出		<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然公園法(国立(国定)公園内の特別地域、特別保護地区、普通地域)</li> <li>・長野県立自然公園条例(県立自然公園内の特別地域、普通地域)</li> <li>・長野県自然環境保全条例(県自然環境保全地域内、郷土環境保全地域)</li> <li>・長野県希少野生動植物保護条例(希少野生動植物保護に係る規制地区、監視区域)</li> <li>・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(絶滅のおそれのある野生動植物の生息地等保護区の管理・監視地区)</li> <li>・文化財保護法 ・長野県文化財保護条例(対象区域は「土地の形質(形状)変更」欄を参照)</li> </ul>
建築確認又は許可		<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築基準法・長野県建築基準条例(県内全域)</li> </ul>
届出		<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観法 ・長野県景観条例(県内全域、景観育成重点地域、景観育成特定区域)</li> </ul>
農振除外		<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業振興地域の整備に関する法律(農用地区域)</li> </ul>

行為	手続	法令名(対象区域)
工作物の新築 (設置)等	許可	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林法(保安林、地域森林計画対象森林)</li> <li>・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(鳥獣保護区内の特別保護地区)</li> <li>・河川法(河川区域、河川保全区域)</li> <li>・地すべり等防止法(地すべり防止区域)</li> <li>・砂防法・長野県砂防指定地管理条例(砂防指定地)</li> <li>・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(急傾斜地崩壊危険区域)</li> </ul>
	許可又は届出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然公園法(国立(国定)公園内の特別地域、特別保護地区、普通地域)</li> <li>・長野県立自然公園条例(県立自然公園内の特別地域、普通地域)</li> <li>・長野県自然環境保全条例(県自然環境保全地域内、郷土環境保全地域)</li> <li>・長野県希少野生動植物保護条例(希少野生動植物保護に係る規制地区、監視区域)</li> <li>・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(絶滅のおそれのある野生動植物の生息地等保護区の管理・監視地区)</li> <li>・文化財保護法・長野県文化財保護条例(対象区域は「土地の形質(形状)変更」欄を参照)</li> </ul>
	建築確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築基準法・長野県建築基準条例(県内全域)</li> </ul>
	届出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観法・長野県景観条例(県内全域、景観育成重点地域、景観育成特定区域)</li> </ul>
	農振除外	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業振興地域の整備に関する法律(農用地区域)</li> </ul>
立木竹の伐採	許可	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(鳥獣保護区内の特別保護地区)</li> <li>・砂防法・長野県砂防指定地管理条例(砂防指定地)</li> <li>・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(急傾斜地崩壊危険区域)</li> <li>・都市計画法(風致地区)</li> </ul>
	許可又は届出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然公園法(国立(国定)公園内の特別地域、特別保護地区、普通地域)</li> <li>・長野県立自然公園条例(県立自然公園内の特別地域、普通地域)</li> <li>・長野県自然環境保全条例(県自然環境保全地域内、郷土環境保全地域)</li> <li>・長野県希少野生動植物保護条例(希少野生動植物保護に係る規制地区、監視区域)</li> <li>・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(絶滅のおそれのある野生動植物の生息地等保護区の管理地区)</li> <li>・森林法(保安林、地域森林計画対象森林)</li> <li>・文化財保護法・長野県文化財保護条例(対象区域は「土地の形質(形状)変更」欄を参照)</li> </ul>
他用途 への転用	転用許可	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地法(農地、採草放牧地)</li> </ul>
	保安林の解除	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林法(保安林)</li> </ul>
所有権等の移 転契約の締結	事前届出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長野県豊かな水資源の保全に関する条例(水資源保全地域)</li> </ul>
盛土	許可	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例(県内全域)</li> </ul>
広告物等の 表示、設置等	許可	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外広告物条例(屋外広告物許可地域、屋外広告物特別規制区域)</li> </ul>
	許可又は届出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然公園法(国立(国定)公園内の特別地域、特別保護地区、普通地域)</li> <li>・長野県立自然公園条例(県立自然公園内の特別地域、普通地域)</li> </ul>
建築物等の 外観の変更	届出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然公園法(国立(国定)公園内の特別地域、特別保護地区、普通地域)</li> <li>・長野県立自然公園条例(県立自然公園内の特別地域、普通地域)</li> <li>・景観法・長野県景観条例(県内全域、景観育成重点地域、景観育成特定区域)</li> </ul>
土地取引	届出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国土利用計画法(県内全域)</li> </ul>
土地の有償譲渡	届出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公有地の拡大の推進に関する法律(都市計画区域)</li> </ul>
環境影響評価 関係法令で 定める事業	環境影響評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境影響評価法・長野県環境影響評価条例(県内全域)</li> </ul>

5 建政第 255 号  
令和 5 年(2023 年)12 月 22 日

一般社団法人 長野県建設業協会 会長  
長野県行政書士会 会長  
長野県建設労働組合連合会 執行委員長 } 様

長野県建設部建設政策課建設業審査幹

## 建設業許可等に係る現地相談窓口について（通知）

平素より、長野県の建設行政にご協力を頂き誠にありがとうございます。

令和 4 年度から設置している標記相談窓口につきまして、令和 6 年 1 月から 3 月までのスケジュールが別添のとおり決定しましたので、会員の皆様へ周知いただきますよう、ご協力をお願いいたします。

（問合せ先）

建設政策課 建設業担当 大島

TEL:026-235-7314, FAX:026-235-7420

E-Mail:kensetsugyo@pref.nagano.lg.jp



# 建設業許可等に係る現地相談窓口について

## 1 概要

建設業許可及び経営事項審査の申請に係る申請書作成や必要書類等について、専門家による相談会を実施します。

## 2 現地相談窓口で相談できる内容

長野県知事への申請に係る、下記、申請書類作成についての相談。

- ・ 建設業許可 (建設業法第3条に基づく建設業の許可及び更新)
- ・ 変更届 (建設業法第11条に基づく建設業許可の変更等の届出)
- ・ 廃業届 (建設業法第12条に基づく廃業等の届出)
- ・ 承継・相続認可申請 (建設業法第17条の2及び第17条の3に基づく認可)
- ・ 経営事項審査 (第27条の23に基づく経営事項審査)

## 3 開催スケジュール (令和6年1月から3月分)

相談時間：[要予約]13時15分から16時45分

地域	開催日	会場	地域	開催日	会場
北信	1/9(火)	県庁西庁舎 302号会議室	東信	1/12(金)	佐久建設事務所 1階会議室
	2/6(火)	県庁西庁舎 108号会議室		1/26(金)	上田合同庁舎 601号会議室
	2/26(月)	北信合同庁舎 403号会議室		2/16(金)	佐久建設事務所 1階会議室
	3/4(月)	県庁西庁舎 108号会議室		3/8(金)	上田合同庁舎 601号会議室
中信	1/16(火)	大町合同庁舎 101号会議室	南信	1/11(木)	飯田合同庁舎 401号会議室
	1/29(月)	松本合同庁舎 202号会議室		1/25(木)	諏訪合同庁舎 505号会議室
	2/14(水)	木曾合同庁舎 301号会議室		2/8(木)	伊那合同庁舎 4階閲覧室
	2/27(火)	松本合同庁舎 202号会議室		2/22(木)	諏訪合同庁舎 101号会議室
	3/11(月)	大町合同庁舎 101号会議室		3/7(木)	伊那合同庁舎 4階閲覧室
	3/25(月)	松本合同庁舎 202号会議室		3/21(木)	飯田合同庁舎 202号会議室

※所在地以外の会場でもご参加可能です。

## 4 事前予約

相談を希望される方は、相談会開催の前日までに電話予約をお願いします。

予約電話番号は、下記「5 相談の詳細について」に記載のURLにてご確認ください。

## 5 相談の詳細について

詳細については、下記URLをご確認ください。

[URL] <https://www.pref.nagano.lg.jp/kensetsu/infra/kensetsu/kyoka/r4gentimadoguti.html>



[QRコード]

## 6 お問い合わせ

このことに関するお問い合わせは、以下までご連絡ください。

長野県 建設部 建設政策課 建設業担当

TEL:026-235-7314, FAX:026-235-7420 E-Mail:kensetsugyo@pref.nagano.lg.jp

日行連発第1164号  
令和5年12月22日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会  
会長 常任 豊  
許認可業務部  
部長 村山 豪彦

### 自動車検査証等のデザイン変更について（周知）

今般、軽自動車検査協会において、令和6（2024）年1月4日から、軽自動車（検査対象軽自動車）の電子車検証の交付がはじまり、検査標章及び電子車検証以外の書面（使用している用紙のデザイン）を変更するとの連絡がありましたので、お知らせいたします。

本件については、日行連会員サイトにて周知いたしますが、各単位会におかれましても、会員への周知にご協力ください。

#### 【軽自動車検査協会ホームページ】

令和6年1月4日から交付する自動車検査証等が変わります。

[https://www.keikenkyo.or.jp/notice/2023/notice\\_20231115\\_019188.html](https://www.keikenkyo.or.jp/notice/2023/notice_20231115_019188.html)

以上

# 2024年1月4日から変わります！



## 電子車検証



●コンパクト化



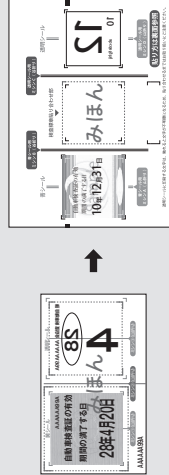
●記録等事務代行サービスで一部手続きが出頭不要



●車検証閲覧アプリ有効期間等の確認ができます



## 検査標章



●デザインの変更  
黄色からブルーへ

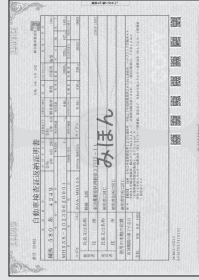
●検査標章貼り合わせ手順の変更  
詳しくは検査標章貼り合わせ手順の動画をご覧ください



登録車と同様のデザインとなります

## 電子車検証以外の出力用紙

※2024年1月4日以後、順次変更になります



●記録内容の例

- ・輸出予定届出証明書
- ・限定自動車検査証
- ・自動車検査証送付証明書
- ・検査記録事項等証明書
- ・自動車予備検査証



軽自動車検査協会  
Light Motor Vehicle Inspection Organization



軽自動車の電子車検証

日行連発第1265号  
令和6年1月16日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会  
会長 常住 豊  
許認可業務部  
部長 村山 豪彦

軽自動車 OSS を提供するシステムの更改に併せた手続き処理等の仕様改善について  
(周知)

今般、軽自動車検査協会において、令和6(2024)年1月の軽自動車検査予約システムの更改に併せて行う OSS 業務改善案件の説明資料を、軽自動車 OSS ポータルサイトのお知らせに掲載したとの連絡がありましたので、お知らせいたします。

本件については、日行連会員サイトにて周知いたしますが、各単位会におかれましても、会員への周知にご協力ください。

**【軽自動車検査協会ホームページ】**

軽自動車 OSS を提供するシステムの更改に併せた手続き処理等の仕様改善について  
<https://www.k-oss.keikenkyo.or.jp/portal/news/index.html#2023120801>

以上

長野県行政書士会長 様

長野県環境部長

「廃棄物の適正な処理の確保に関する条例逐条解説」及び「廃棄物の適正な処理の確保に関する条例質疑応答集」の一部改定について(通知)

貴会におかれましては、日頃から当県の廃棄物行政に御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、廃棄物の適正な処理の確保に関する条例に係る留意事項等をまとめた下記の逐条解説及び質疑応答集を別添新旧対照表のとおり一部改定しましたので、御了知いただくとともに、貴会会員に御周知いただきますようお願い申し上げます。

記

1 改定したもの

- ・廃棄物の適正な処理の確保に関する条例逐条解説
- ・廃棄物の適正な処理の確保に関する条例質疑応答集(改定版)

2 改定後の逐条解説及び質疑応答集の公表先

長野県公式ホームページ

<https://www.pref.nagano.lg.jp/haikibut/kurashi/recycling/haikibutsu/jore/index.html>

(問合せ先)

担 当 資源循環推進課廃棄物審査係  
塩沢、山浦

電 話 内線 8-231-2831

電子メール [haikishinsa@pref.nagano.lg.jp](mailto:haikishinsa@pref.nagano.lg.jp)

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例 逐条解説 新旧対照表

該当頁	変更箇所	改定後	現 行
36	規則第26条 【解説】6	<p>6 第6号は、知事が特に認めた場合に協議を不要とするものであって、次に掲げるような特段の事情があるものに限られる。</p> <p>(1) 大規模災害等の発生時等、大量の廃棄物について特に迅速な処理を行う必要があり、処理施設の設置・変更が速やかになされなければかえって生活環境の保全上の支障が生じるおそれがあると知事が認めるとき。</p> <p>(2) 法改正があった場合や、産業廃棄物処理施設において一般廃棄物を処理しようとする場合などで、実質的な業務内容（扱う廃棄物の性状並びに廃棄物処理施設であればその設置の場所、種類、処理能力、位置及び構造）は変更せずに、条例第31条の第1号から第12号まで及び第16号から第19号までの申請をしようとするとき（生活環境への負荷を増大させることとならないものと認められるときに限る。）。</p> <p>(3) 既に条例第31条第3号、第4号、第7号、第8号、第13号、第14号、第16号及び第17号の許可又は指定を受けている個人事業者が、法人化する場合であってそれら各号の許可申請をしようとするとき。</p> <p>(4) 既に条例第31条の事業計画協議を開始している者が、法人化や合併などをした場合であって、事業計画に変更が生じないとき。</p>	<p>6 第6号は、知事が特に認めた場合に協議を不要とするものであって、次に掲げるような特段の事情があるものに限られる。</p> <p>(1) 大規模災害等の発生時等、大量の廃棄物について特に迅速な処理を行う必要があり、処理施設の設置・変更が速やかになされなければかえって生活環境の保全上の支障が生じるおそれがあると知事が認めるとき。</p> <p>(2) 法改正があった場合や、産業廃棄物処理施設において一般廃棄物を処理しようとする場合などで、実質的な業務内容（扱う廃棄物の性状並びに廃棄物処理施設であればその設置の場所、種類、処理能力、位置及び構造）は変更せずに、条例第31条の第1号から第12号まで及び第16号から第19号までの申請をしようとするとき（生活環境への負荷を増大させることとならないものと認められるときに限る。）。</p> <p>(3) 設置について法第8条又は法第15条に規定する知事の許可を要する施設で、次のいずれにも該当するとき。</p> <p>ア 新設しようとする施設が、既存の同種の許可施設の廃止に伴い設置するものであること。</p> <p>イ 新設しようとする施設の処理能力が、廃止する施設の処理能力以下であること。ただし、一般廃棄物処理施設であって法施行令第7条各号に規定する産業廃棄物処理施設と同種ではない施設（堆肥化施設を除く。）の処理能力は、廃止する施設の処理能力に比して10%以上増加しないこと。</p> <p>ウ 新設しようとする施設によって生じる生活環境への負荷が、廃止する施設に比して増大しないと知事が認めるものであること。</p> <p>(4) 既に条例第31条第3号、第4号、第7号、第8号、第13号、第14号、第16号及び第17号の許可又は指定を受けている個人事業者が、法人化する場合であってそれら各号の許可申請をしようとするとき。</p> <p>(5) 既に条例第31条の事業計画協議を開始している者が、法人化や合併などをした場合であって、事業計画に変更が生じないとき。</p> <p>なお、(3)を理由に事業計画協議を行わない場合にあつては、事前確認手続において「説明会の開催に係る書類」を提出すべきものとして認めるので留意されたい。</p>

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例 質疑応答集（改定版） 新旧対照表

該当頁	変更箇所	改定案	現 行
20	IV-2 事業計画 協議制度 答 5	<p>問 5 協議不要となる規則第 26 条第 6 号の「その他知事が認める者」とは、どのようなものがあるか。</p> <p>答 5 概ね次のようなものを想定しており、協議不要とする者を知事の自由裁量で拡大する趣旨ではない。</p> <p>①大規模災害等の発生時等、大量の廃棄物について特に迅速な処理を行う必要があり、処理施設の設置・変更が速やかになされなければかえって生活環境の保全上の支障が生じるおそれがあると知事が認めるとき。</p> <p>②法改正があった場合や、産業廃棄物処理施設において一般廃棄物を処理しようとする場合などで、実質的な業務内容（扱う廃棄物の性状並びに廃棄物処理施設であればその設置の場所、種類、処理能力、位置及び構造）は変更せずに、条例第31条の第 1 号から第12号まで及び第16号から第19号までの申請をしようとするとき（生活環境への負荷を増大させることとならないものと認められるときに限る。）。</p>	<p>問 5 協議不要となる規則第 26 条第 6 号の「その他知事が認める者」とは、どのようなものがあるか。</p> <p>答 5 概ね次のようなものを想定しており、協議不要とする者を知事の自由裁量で拡大する趣旨ではない。</p> <p>①大規模災害等の発生時等、大量の廃棄物について特に迅速な処理を行う必要があり、処理施設の設置・変更が速やかになされなければかえって生活環境の保全上の支障が生じるおそれがあると知事が認めるとき。</p> <p>②法改正があった場合や、産業廃棄物処理施設において一般廃棄物を処理しようとする場合などで、実質的な業務内容（扱う廃棄物の性状並びに廃棄物処理施設であればその設置の場所、種類、処理能力、位置及び構造）は変更せずに、条例第31条の第 1 号から第12号まで及び第16号から第19号までの申請をしようとするとき（生活環境への負荷を増大させることとならないものと認められるときに限る。）。</p> <p>③設置について法第 8 条又は法第15条に規定する知事の許可を要する施設で、次のいずれにも該当するとき。</p> <p>ア 新設しようとする施設が、既存の同種の許可施設の廃止に伴い設置するものであること。</p> <p>イ 新設しようとする施設の処理能力が、廃止する施設の処理能力以下であること。ただし、一般廃棄物処理施設であって法施行令第 7 条各号に規定する産業廃棄物処理施設と同種ではない施設（堆肥化施設を除く。）の処理能力は、廃止する施設の処理能力に比して10%以上増加しないこと。</p>

該当頁	変更箇所	改定案	現 行
		<p>③ 既に条例第31条第3号、第4号、第7号、第8号、第13号、第14号、第16号及び第17号の許可又は指定を受けている個人事業者が、法人化する場合であってそれら各号の許可申請をしようとするとき。</p> <p>④ 既に条例第31条の事業計画協議を開始している者が、法人化や合併などをした場合であって、事業計画に変更が生じないとき。</p>	<p>ウ 新設しようとする施設によって生じる生活環境への負荷が、廃止する施設に比して増大しないと知事が認めるものであること。</p> <p>④ 既に条例第31条第3号、第4号、第7号、第8号、第13号、第14号、第16号及び第17号の許可又は指定を受けている個人事業者が、法人化する場合であってそれら各号の許可申請をしようとするとき。</p> <p>⑤ 既に条例第31条の事業計画協議を開始している者が、法人化や合併などをした場合であって、事業計画に変更が生じないとき。なお、(3)を理由に事業計画協議を行わない場合にあっては、事前確認手続において「説明会の開催に係る書類」を提出すべきものとしているので留意されたい。</p>

日行連発第1284号  
令和6年1月18日

国自情第276号の2  
令和6年1月11日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会 会長 殿

日本行政書士会連合会  
会長 常任 豊  
許認可業務部  
部長 村山 豪彦

物流・自動車局自動車情報課長

令和6年能登半島地震に係る印鑑証明書等の有効期間の取扱いについて  
(再周知)

令和6年能登半島地震に係る印鑑証明書等の有効期間の取扱いについて

標題の件につきまして、今般、国土交通省より、令和6年能登半島地震の災害状況を鑑み、自動車の登録に関する特例の取扱いについて別添のとおり周知依頼がありまして、お知らせいたします。

今般、標記について別添1のとおりとするよう運輸支局等に周知したので、この旨傘下会員に周知願いたい。

なお、令和6年1月12日付で発信しました日行連発第1244号「令和6年能登半島地震に係る印鑑証明書等の有効期間の取扱いについて（周知）」については廃止となりますので、併せてお知らせいたします。

本件については、日行連会員サイトにて周知いたしますが、各単位会におかれましても会員への周知にご協力くださいますようお願い申し上げます。

【別添】

- ・ 令和6年能登半島地震に係る印鑑証明書等の有効期間の取扱いについて  
(令和6年1月11日付・国自情第276号の2)
- ・ 運輸支局等における自動車登録申請の際の書類の有効期間の取扱いについて  
(令和6年1月11日付・国自情第276号)
- ・ 官報特別号外第4号（国交省抜粋）

以上



国自情第276号  
令和6年1月11日

地方運輸局自動車技術安全部長 殿  
沖縄総合事務局運輸部長 殿

- 2 該当4運輸支局の管轄区域に住所を有する者が該当4運輸支局管内以外の運輸支局等に対し申請する場合の取扱い  
該当4運輸支局の管轄区域に住所を有する者の上記1(1)(3)の書類の有効期間については、上記1(1)(3)と同様の取扱いとする。

物流・自動車局自動車情報課長

3 留意事項

上記1(1)印鑑証明書については、該当4運輸支局管轄の地域であれば告示で指定された対象地域外であっても同様の取扱いとする。

運輸支局等における自動車登録申請の際の書類の有効期間の取扱いについて

令和6年1月1日に発生した「令和6年能登半島地震」による災害について、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成8年法律第85号)第3条第2項の規定に基づき、同条第1項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日が告示(令和6年国土交通省告示第12号)で指定されたことに鑑み、他の書類の有効期間についても同様の期間として取扱う措置を講ずるため「自動車の保管場所の確保等に関する法律の改正に伴う事務の取扱いについて」(平成3年6月25日付け地管第54号)及び「自動車登録業務等実施要領の制定について」(平成18年1月30日付け国自管第166号、国自技第232号)にかかわらず、特例として下記の取扱いとするので周知願いたい。

なお、本通達の制定に伴い、「運輸支局等における自動車登録申請の際の書類の有効期間の取扱いについて(令和6年1月4日付け国自情第270号)」は廃止する。

記

- 1 新潟運輸支局、富山運輸支局、石川運輸支局、福井運輸支局(以下「該当4運輸支局」という)に対して申請する場合の取扱い
  - (1) 印鑑証明書の有効期間について  
令和6年1月4日から令和6年6月29日までの間に発行後3ヶ月の期間が満了するものは、令和6年6月30日をもって満了するものとする。
  - (2) 自動車保管場所証明書の有効期間について  
令和6年1月4日から令和6年6月29日までの間に発行後1ヶ月の期間が満了するものは、令和6年6月30日をもって満了するものとする。
  - (3) 自動車の使用者の住所を証する書面の有効期間について  
令和6年1月4日から令和6年6月29日までの間に発行後3ヶ月の期間が満了するものは、令和6年6月30日をもって満了するものとする。

〇国土交通省告示第十二号

令和六年能登半島地震による災害についての特定非常災害等これに対し適用すべき措置の指針に  
関する政令(令和六年政令第五号)により指定された令和六年能登半島地震による災害に関し、特定  
非常災害の被害者の権利利益の保護を図るための特別措置に関する法律(平成二十九年法律第八十五号)  
第三条第二項の規定に基づき、同条第二項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益(当該  
措置の対象及び延長後の満了日)を次のように指定する。

Table with 4 columns: 特定権利利益, 対象者, 延長後の満了日. Rows include provisions for construction, road works, and other disaster-related activities.

Table with 4 columns: 特定権利利益, 対象者, 延長後の満了日. Rows include provisions for construction, road works, and other disaster-related activities.

Table with 4 columns: 特定権利利益, 対象者, 延長後の満了日. Rows include provisions for construction, road works, and other disaster-related activities.

Table with 4 columns: 特定権利利益, 対象者, 延長後の満了日. Rows include provisions for construction, road works, and other disaster-related activities.

〇国土交通省告示第十二号

令和六年能登半島地震による災害についての特定非常災害等これに対し適用すべき措置の指針に  
関する政令(令和六年政令第五号)により指定された令和六年能登半島地震による災害に関し、特定  
非常災害の被害者の権利利益の保護を図るための特別措置に関する法律(平成二十九年法律第八十五号)  
第三条第二項の規定に基づき、同条第二項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益(当該  
措置の対象及び延長後の満了日)を次のように指定する。

Table with 4 columns: 特定権利利益, 対象者, 延長後の満了日. Rows include provisions for construction, road works, and other disaster-related activities.

印刷  
第一種印刷物  
印刷所  
〒100-8385  
東京都千代田区千代田1-1-1  
印刷  
第一種印刷物  
印刷所  
〒100-8385  
東京都千代田区千代田1-1-1

印刷  
第一種印刷物  
印刷所  
〒100-8385  
東京都千代田区千代田1-1-1  
印刷  
第一種印刷物  
印刷所  
〒100-8385  
東京都千代田区千代田1-1-1

# お知らせ

## 行政書士無料相談について

広報業務対策部

行政書士制度広報月間（10月1日から31日）行事の一つとして、行政書士による無料相談を各支部で開催し、行政手続等の相談に応じました。無料相談開催の状況、内容別相談件数は、次のとおりです。

### 令和5年度「行政書士無料相談会」開催日時・場所

支部	開催日時	開催場所	無料相談の内容・件数												合計		
			遺言相続	各種契約	定款内容証明等	不動産関係	戸籍関係	知的財産	建設風営	法人設立	土地開発	農地転用	自動車関係	入管関係		行政不服申立	代理業務
東信	10月28日(土) 9:00~12:00	上田市中央公民館第3会議室 (上田市材木町1丁目2-3)	11	2		2							1	1		1	18
	10月28日(土) 9:00~15:30	佐久市佐久平交流センター 第2会議室 (佐久市佐久平駅南4-1)															
諏訪	10月29日(日) 10:00~16:00	諏訪市駅前交流テラスす わっチャオ 会議室4,5 諏訪市諏訪1-6-1 アーク 諏訪3F	3											1			4
南信	10月1日(日) 10:00~14:00	南信支部伊那支所 (伊那市商工会西春近支所内)	8	1		1							1	1	1		13
	10月15日(日) 10:00~15:00	飯田市座光寺 エスバード 201号室															
中信	10月13日(金) 10:00~15:00	塩尻市市民交流センター(え んぱーく) 301・304・305号室 塩尻市大門一番町12-2	17	2		6							2			13	40
	10月14日(土) 10:00~15:00	松本市勤労者福祉センター 3-3会議室 松本市中央4丁目7番26号															
	10月14日(土) 10:00~15:00	木曾町文化交流センター小 会議室 木曾郡木曾町福島5129番地															
	10月19日(木) 10:00~15:00	安曇野市役所 211・212・ 213・214号室 安曇野市豊科6000番地															
	10月21日(土) 10:00~15:00	筑北村役場 204・206号室 東筑摩郡筑北村西条4195															
	10月22日(日) 10:00~15:00	大町市総合福祉センター 第1・第2会議室 大町市大町1129															
北信	10月5日(木) 13:00~16:00	もんぜんぷら座	2			2	1	2		1			2	1	1		12
	10月10日(火) 9:30~12:00	東長野いこいの家															
	10月14日(土) 13:00~16:00	中野市人権センター															
	10月23日(月) 13:30~16:00	須坂商工会議所															
合 計			41	5	0	11	1	2	0	1	0	6	2	4	0	14	87

重要なお知らせ

# 一般倫理研修の受講が全会員に義務化されました

<総務部・中央研修所>

令和4年8月31日付で日本行政書士会連合会会則の改正が認可されたことに伴い、令和5年8月31日から、5年に一度の一般倫理研修の受講が全会員に義務化されました。

当該研修の受講方法等については、以下を御参考の上、御受講いただきますようよろしくお願いいたします。

《令和5年8月31日時点で会員である方へ》

令和6年3月31日までに受講し、修了する必要があります。

なお、期限内に修了していない場合は、  
処分を受ける可能性があります。

※令和5年9月1日以降に登録した会員については、以下を御参照ください。

## <概要>

令和3年の職務上請求書の不正使用による事件を契機として、再発防止を徹底するため、国家資格者たる行政書士の素養の一つとして必要な倫理について、それを養い維持するための研修の受講を“義務”とする会則改正がなされました（日本行政書士会連合会会則第62条の2第3項）。倫理研修の実施のために必要な事項は、日本行政書士会連合会倫理研修規則により定められました（令和5年8月31日施行）。

## <研修科目>

①行政書士法及び関係法令、②人権、③職業倫理、④職務上請求書の適正使用

## <受講期限（初回）>

- ・令和5年8月31日時点で会員である者 ⇒ 令和6年3月31日まで
- ・令和5年8月31日以降新規に登録を受けた者 ⇒ 登録月の翌月初日から起算して3か月以内  
例：令和5年10月1日に登録した者 ⇒ 令和6年1月31日まで

（参考）2回目以降

修了日の5年後の日が属する年度の3月31日

例：令和5年9月1日に修了した場合 ⇒ 令和11年3月31日

## <受講方法>

中央研修所研修サイトにて受講

※中央研修所研修サイトで受講できる環境がない場合は、所属の単位会に御相談ください。

### ①中央研修所研修サイトにアクセス

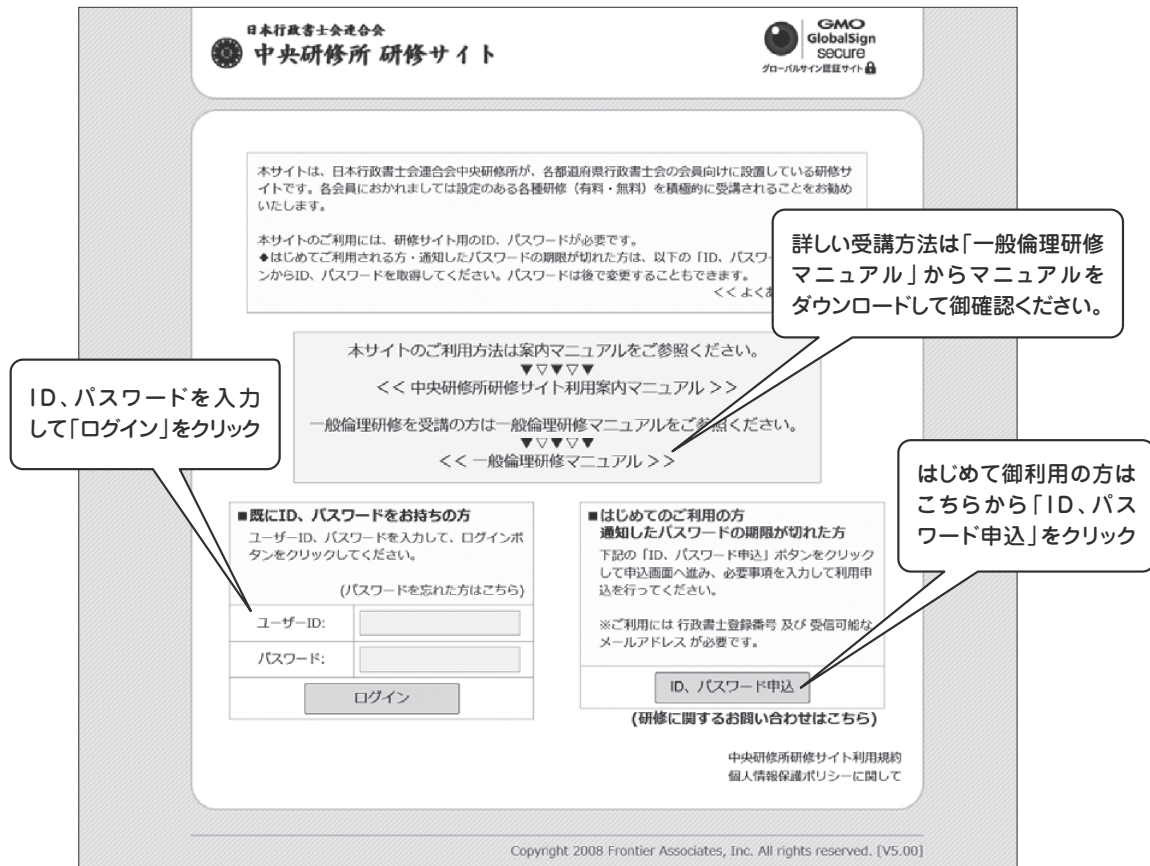
日本行政書士会連合会のホームページ (<https://www.gyosei.or.jp/>) にアクセスし、右上の「研修サイト」をクリック。



### ②中央研修所研修サイトにログインして研修受講

ID、パスワードを入力して中央研修所研修サイトにログインし、「講座一覧」>「義務研修」>「一般倫理研修」から一般倫理研修を受講（3時間程度）。

※最後に受講確認のためのテストがあります。詳しくは中央研修所研修サイト内の説明やマニュアルを御確認ください。



### ③受講完了後、修了証を発行

全ての講座を視聴し、テスト合格後に表示される「修了証発行」ボタンをクリックして研修は修了となります。職務上請求書を購入する際に一般倫理研修の修了証が必要となりますので、職務上請求書を購入予定の方は「修了証発行」ボタンをクリックした際に表示される修了証の印刷又はダウンロードをお願いします。なお、職務上請求書の購入予定がない方も「修了証発行」ボタンをクリックしないと修了日が確定しませんので、必ず「修了証発行」ボタンをクリックしてください。

## 職務上請求書払い出しに関する運用について

長野県行政書士会

日本行政書士会連合会職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則（以下「規則」という。）第36条規定に基づき使用済み職務上請求書の確認及び職務上請求書の払出条件等について次のとおり運用する。

### 1. 職務上請求書払出し（購入）のスケジュール

原則毎月第1・3水曜日までに事務局に郵送または持参されたものについて受付

受付翌日（原則毎月第1・3木曜日）役員による内容確認

役員による確認で問題が無ければ、受付翌々日（原則第1・3金曜日）払い出し

※第1・3水曜日が祝・休日の場合は当該祝・休日直前の事務局執務日までに郵送または持参されたものを受付し、役員確認は当該祝・休日の翌事務局執務日、払い出しは役員の確認日の翌日とする。

### 2. 申込み・受取方法及び代金支払い方法

#### ○申込み方法

（※使用済み職務上請求書の確認の必要がない場合（新規登録者等）は、即日払出し可能とする）

郵送による申込み：レターパックライトまたはプラスにて事務局宛郵送

来所による申込み：事務局に持参（行政書士証票提示）

※法人会員は法人名・法人の職印を押印のうえ申込み

#### ○受取方法

郵送による受取：返送用レターパックプラス（ライトは不可）を同封すること。事務局から登録事務所宛送付

来所による受取：事務局にて行政書士票提示のうえ受取

#### ○代金支払方法

郵送による受取：返送用レターパックに同封する郵便振替用紙にて職務上請求書代金及び返送用レターパック代金を支払い

来所による受取：事務局にて現金払い

### 3. 申込時に必要な書類

- ・購入申込書 ・誓約書 ・使用済みの職務上請求書
- ・日行連が実施する一般倫理研修受講修了証（日行連による一般倫理研修開始以降から適用）
- ・来所の場合は行政書士証票、郵送の場合は行政書士証票のコピー

### 4. 購入が出来ない者

- ・前月分までの会費について完納されていない者 ・補助者
- ・使用人行政書士 ・規則第35条の購入及び使用の禁止に該当する者

### 5. 使用済み請求書の確認による払出の可否は下記による

別紙確認表によりチェックを行い、対応方法A, B, Cを選択することとし、各項目の対応は次のとおりとする。A：払出可 B：確認役員による電話等で注意・確認を行い問題なければ払出可  
問題があると思われる場合はCに移行 C：不正または重大な過誤が懸念されるため呼出により役員による聴取を行い問題なければ払出可、問題があれば綱紀案件に移行

### 6. 運用に記載のない事項は規則に従う。

この運用は令和5年6月29日以降の払い出しに適用する。

※職務上請求書使用済み控え役員確認日は、本会ホームページにて公開いたします。

令和 年 月 日

行政書士会  
会 長 殿

登録(法人)番号 :  
支 部 :  
氏 名(法人名称) :

職印

「戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書」

購 入 申 込 書

1. 購入部数 (いずれかに○を付し、必要事項を記入すること。)

1 冊	2 冊	3 冊以上	( ) 冊
			備考：所属する社員行政書士の数 ( ) 名

※「3冊以上」は、行政書士法人である会員のみ選択できます。

2. 業務の種類 (主たる取扱い業務を明記すること。)

3. 添付書類 (添付するものに○をつけること。)

① 誓約書

② 使用済み職務上請求書の控え

<添付しない場合の理由>

・初回の購入申込み

・紛失 その他 (顔末書により詳細な理由を記載すること)

③ 会則第62条の2第3項に定める倫理研修を修了したことを証する書類

※以下は記入しないでください。

払出し番号					特記事項	
確 認 印	申込書	誓約書	控え	払出履歴	倫理研修	

# 誓 約 書

私（達）は、「戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書（以下「職務上請求書」という。）」の購入及び使用に際し、以下の事項を誓約します。

1. 私（達）が職務上請求書を取り扱う際の誓約
  - (1) 職務上請求書は、行政書士として職務上必要な請求に限り使用し、これ以外の請求や、身元調査等人権侵害のおそれがある場合は、使用しません。
  - (2) 職務上請求書には、日本行政書士会連合会が定めた記入要領に反した記載（記入要領の定めにより記載することとされた事項を記載しないことを含む。）は行いません。
  - (3) 職務上請求書には、不実の記載をしません。
  - (4) 控えは2年間保管し、所属単位会等からの提出要請があれば、これに応じます。
  - (5) 廃業の届出その他行政書士法第7条の規定により登録が抹消されることとなった場合又は解散の届出その他行政書士法第13条の19の規定により解散することとなった場合は、所属単位会に未使用分の職務上請求書を速やかに返戻します。
2. 私（達）以外の者による職務上請求書の不正使用を防止するための誓約
  - (1) 職務上請求書は、何人にも譲り渡さず、かつ使用人である行政書士に使用させる場合又は使者として補助者を用いる場合を除き、他人に使用させません。
  - (2) 職務上請求書は、盗難、紛失又は毀損を防止するよう適切に管理し、紛失、盗難時には、速やかに所属単位会に報告するとともに、警察署に届け出ます。
  - (3) 私（達）の使用人である行政書士又は補助者が、私（達）が購入した職務上請求書に関して行った行為については、その責任を負います。
3. 上記1又は2に違背することは、行政書士又は行政書士法人の信用又は品位を害し、行政書士又は行政書士法人たるにふさわしくない重大な非行に該当し、処分を受けるに相当するものであることを認識します。
4. 職務上請求書の不適切な取扱いに関して、都道府県知事による懲戒処分又は所属単位会による会則の規定に基づく処分がなされた場合には、以下の措置が取られることについて、何ら異議を申し立てません。
  - (1) 所属単位会に未使用分の「職務上請求書」を速やかに返戻し、一定期間新たな購入ができないこと。
  - (2) 日本行政書士会連合会が定める方法により、氏名又は法人名称及び処分内容等が一般国民に対し一定期間公表されること。

日付	令和 年 月 日	所属単位会	会
登録（法人）番号		会員番号	
氏名（法人名称）	職印		

<以下、単位会記入欄>

払出し管理番号	
---------	--



## 鞆 物 一 覧

品 名	価 格	備 考
行 政 書 士 徽 章 (ネジ)	3,000円	送料実費
行 政 書 士 徽 章 (タイタック)	3,000円	〃
事 件 簿 用 紙	300円	〃
領 収 書	700円	〃
戸 籍 謄 本 等 職 務 上 請 求 書 (新様式・A 4版)	800円	「職務上請求書払い出しに関する運用」(44頁掲載)に基づき払い出したします。 送料実費
自 然 公 園 法 の 手 引	1,000円	〃
新会社法パート2 (H18. 8. 11)	1,500円	〃

### 長野県収入証紙の販売について

本会では、長野県収入証紙を販売しております。

購入方法は、事務局へお申し込みをいただき、現金または請求払いの何れかの方法で購入していただけます。

購入方法等の詳細については、長野県収入証紙売りさばき取扱規程をご覧ください。事務局にお問い合わせください。

なお、年間10万円以上購入されますと、年度末に約1パーセントを還元しておりますので、是非ご利用をお願いします。

### 行政書士業務を廃止される方へ

行政書士は、その業を廃止しようとするときは、遅滞なく、その旨を所属の行政書士会を經由して日本行政書士会連合会に届出なければならないとされています（行政書士法施行規則第12条）。

また、その手続は、行政書士法第7条の4及び日本行政書士会連合会会則第53条に基づき規則で定めることとなっており、登録の抹消日については、日本行政書士会連合会が行政書士登録抹消届出書を受け付けた日又は届出者が希望する廃業日のいずれか遅い日とすることとしています（行政書士登録事務取扱規則第24条の4）。

行政書士業務の廃止を予定されている方は、廃止予定日が決まった場合、事前に本会にご連絡いただき、案内に従い、その旨を届出いただきますようお願いいたします。

なお、廃止予定日を月末とされる場合は、必ず当該月内に届出書が本会から日本行政書士会連合会に到達することが条件となりますので、事前に手続日程等をご確認のうえ、お手続きください。

※廃業を予定する月内に届出書が日本行政書士会連合会へ到達しなかった場合、上記規定により抹消日が翌月となるため、翌月分の本会会費が発生する場合がありますので、十分に御留意ください。

# 会員専用ページのID・パスワードについて

本会ホームページの研修会情報、業務資料等が掲載されている「会員専用ページ（会員へのお知らせ）」を閲覧するためには、ログイン用の「ユーザー名（ID）」と「パスワード」が必要になります。会員登録していただきますと、研修情報が登録のメールアドレスへ自動配信され、研修会の申し込みが可能となりますので、ぜひご登録をお願いいたします。

## 0. 初回ログイン

パスワードは全員共通しているため、初回ログイン時はパスワードの再設定が必要になります。

### 1. 会員専用ページ

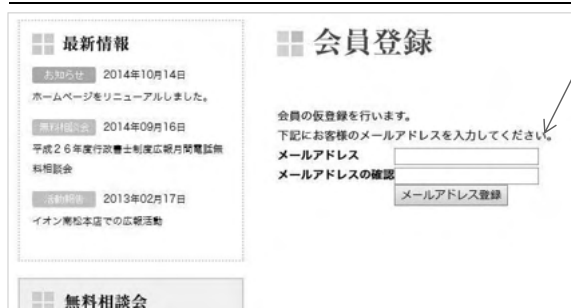


IDとパスワードを入力します。

ログインID：会員番号  
パスワード：password

※日行連発行の「登録番号」ではありません。  
長野会発行の「会員番号」となりますので、会員証をご確認ください。

### 2. 会員仮登録ページ



受信できるメールアドレスを入力してください。  
入力したメールアドレス宛に「パスワード設定」の案内メールが届きます。

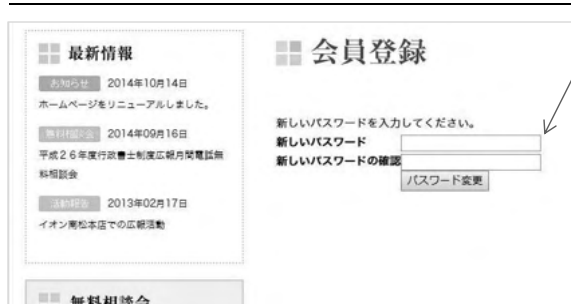
### 3. パスワード再登録メール



パスワード再登録用のアドレスが記載されたメールが届きます。

[再登録アドレス]  
クリックするとパスワード再登録ページが開きます。

### 4. 会員本登録ページ



新しいパスワードを入力します。  
次回以降、設定したパスワードでログインをします。  
忘れないように管理してください。

# 会 議 報 告

事例共有等

## □外国人を対象とした無料相談会

- 1 と き 令和5年10月24日(火)
- 2 と ころ 東京都、東京出入国在留管理局
- 3 出 席 者 三浦国際部長

## □行政書士試験実施に係る打ち合わせ会議

- 1 と き 令和5年10月27日(金)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 和田会長、二瓶、鈴木各会場責任者、各試験監督員
- 4 会議事項
  - (1) 令和5年度行政書士試験合同会議
  - (2) 令和5年度行政書士試験会場別会議
  - (3) その他

## □研修部会 (オンライン)

- 1 と き 令和5年10月30日(月)
- 2 出 席 者 高木部長、五味副部長、飯塚、涌井各部員
- 3 会議事項
  - (1) デジタル推進特別委員会共催の研修について
  - (2) 一般会員向け、業務受任時のチェックリスト及び委任契約書に関する研修について
  - (3) 新規登録者必須研修会のタイムスケジュールと講師依頼について
  - (4) 報告事項(特定行政書士考査実施について)
  - (5) その他

## □日行連マイナンバーカード申請サポート事業に関する説明会 (オンライン)

- 1 と き 令和5年10月30日(月)
- 2 出 席 者 鈴木総務部長、土屋デジタル推進特別委員長、涌井デジタル推進特別副委員長
- 3 内 容 事業概要の説明、質問への回答、

## □日行連第1回模擬ODR (オンライン)

- 1 と き 令和5年10月30日(月)
- 2 出 席 者 二瓶ADRセンター長、渡邊副センター長、深澤運営委員
- 3 テーマ 外国人の就労、就学に関する紛争

## □長野家庭裁判所訪問

- 1 と き 令和5年11月1日(水)
- 2 出 席 者 和田会長、柳澤コスモスしなの支部長、山田、友測、涌井各副支部長

## □支部長会議 (オンライン)

- 1 と き 令和5年11月1日(水)
- 2 出 席 者 二瓶副会長、渡邊、赤羽、木下各支部長、小西副支部長
- 3 会議事項
  - (1) 支部再編の検討について
  - (2) その他

## □外国人を対象とした無料相談会

- 1 と き 令和5年11月6日(月)
- 2 と ころ 長野市、東京出入国在留管理局長野出張所
- 3 出 席 者 三浦国際部長、春日国際副部長、八幡国際部員

## □法務部法教育ワーキングチーム部会

- 1 と き 令和5年11月6日(月)
- 2 と ころ 松本市内
- 3 出 席 者 柳澤法務部長、二瓶裕史、深澤和歌子、大澤昇治各会員
- 4 議 題
  - (1) 法教育作業チームメンバー自己紹介
  - (2) 他単位会での法教育の取り組み、日行連の

- 取り組みについて  
(3) 本会での法教育の進め方について

## ADR 手続実施者養成研修（オンライン）

- 1 と き 令和5年11月8日（水）
- 2 出席者 二瓶センター長、渡邊副センター長、深澤運営委員、受講者11名
- 3 研修内容・講師  
専門分野（住宅敷金に関する紛争）・深澤運営委員

## 国際部研修会

- 1 と き 令和5年11月14日（火）
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 三浦部長、春日副部長、八幡部員、会員42名（会場13名、オンライン29名）、山梨会4名（会場2名、オンライン2名）、東京会2名
- 4 研修内容・講師
  - (1) 帰化申請、国籍取得について・長野地方務局戸籍課国籍係長 竹内陽平 様
  - (2) 入管業務における留意点・東京出入国在留管理局長野出張所長 田島祐一郎 様

## 内閣府主催改正障害者差別解消法に係る事業者向け説明会（オンライン）

- 1 と き 令和5年11月15日（水）
- 2 出席者 二瓶 ADR センター長

## 日行連理事会

- 1 と き 令和5年11月15日（水）、16日（木）
- 2 ところ 東京都、虎ノ門タワーズオフィス
- 3 出席者 和田会長
- 4 議案
  - (1) 職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則の一部改正（案）
  - (2) 日本行政書士会連合会事務局職員就業規則の一部改正（案）
- 5 協議事項

- (1) 行政書士職務基本規則（案）について
- (2) 軽自動車 OSS（新車新規）に係る国交省からの適用除外要請への対応について

## 一日合同行政相談所

- 1 と き 令和5年11月16日（木）
- 2 ところ 長野市、長野市生涯学習センター
- 3 出席者 北信支部涌井史明会員

## 日行連関連地協連絡会

- 1 と き 令和5年11月20日（月）、21日（火）
- 2 ところ さいたま市、ソニックシティ
- 3 出席者 和田会長、荻原、上島、二瓶、松島各副会長、鈴木総務部長、三浦国際部長、柳澤法務部長、吉田広報業務対策部長
- 4 内容
  - (1) 会長会及び意見交換会（分科会）
  - (2) 全体会

## 法務部とコスモス中信地区会の「市民公開講座打合せ」（オンライン）

- 1 と き 令和5年11月21日（火）
- 2 出席者 柳澤法務部長、コスモス中信地区会会員7名
- 3 議題
  - (1) 市民公開講座開催に際しての本会法務部の関与について
  - (2) 市民公開講座の開催方針について
  - (3) 市民公開講座の内容について

## ADR 手続実施者養成研修（オンライン）

- 1 と き 令和5年11月22日（水）
- 2 出席者 二瓶センター長、渡邊副センター長、深澤運営委員、受講者12名
- 3 研修内容・講師  
専門分野（外国人に関する紛争）・渡邊副センター長

## □農林建設部研修会（農地法実務研修会）

- 1 と き 令和5年11月24日（金）
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出席者 上島部長、藤澤副部長、奈良木部員、会員26名
- 4 研修内容
  - (1) 実務の中で陥り易いミスや問題点
  - (2) 法改正や太陽光に関する問題点
  - (3) 質疑応答
- 5 講 師 東信支部会員 若林政夫 先生

## □外国人を対象とした無料相談会

- 1 と き 令和5年11月28日（火）
- 2 と ころ 東京都、東京出入国在留管理局
- 3 出席者 春日国際副部長

## □総務部会

- 1 と き 令和5年11月30日（木）
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出席者 和田会長、鈴木部長、井上、藤井各部員
- 4 会議事項
  - (1) 新年賀詞交歓会について
  - (2) その他

## □神奈川県国際部主催研修会（オンライン）

- 1 と き 令和5年11月30日（木）
- 2 出席者 三浦国際部長、八幡国際部員、会員7名
- 3 演 題
  - (1) 「高度人材制度」について
  - (2) 「留学」から就労資格等への変更についての留意点
- 4 講 師 東京出入国在留管理局横浜支局担当官

## □研修部会（オンライン）

- 1 と き 令和5年12月1日（金）
- 2 出席者 高木部長、五味副部長、飯塚、涌

井各部員

## 3 会議事項

- (1) 新規登録者必須研修会について
- (2) 報告事項
- (3) その他

## □「ADRの日」法務省主催オンライン・フォーラム

- 1 と き 令和5年12月1日（金）
- 2 出席者 二瓶ADRセンター長
- 3 内 容 ADR事業者と相談機関との連携のあり方について

## □士業連絡会全体協議会及び災害対策研修会

- 1 と き 令和5年12月4日（月）
- 2 と ころ 長野市、長野県弁護士会館
- 3 出席者 柳澤法務部長、木村副部長（オンライン）、木内（オンライン）、木下（オンライン）各部員
- 4 議 題
  - (1) 昨年度の全体会議以降における、令和元年台風19号災害や新型コロナウイルス等に対する被災者支援対応状況について
  - (2) BCP（事業継続計画）の制定状況について
  - (3) 市町村との連携について
  - (4) その他
- 5 講 演 改めて聞きたい！自らをそして業務を守るためのアウトドア防災の最新情報
- 6 講 師 あんどうりす氏（アウトドア防災スペシャリスト）

## □法務部・中信支部業務研修部共催「相続土地国庫帰属制度」研修会

- 1 と き 令和5年12月5日（火）
- 2 と ころ 塩尻市、塩尻市市民交流センター
- 3 出席者 柳澤部長、木内、木下各部員、小池、岡田各デジタル推進特別委員、中信支部松島副支部長、宮田法務部会長、会員33名（会場10名、

オンライン 23 名)

- 4 研修内容 相続土地国庫帰属制度について
- 5 講師 長野地方法務局不動産登記部門表示登記専門官 桑原和則 様

## □法務部会

- 1 と き 令和 5 年 12 月 5 日 (火)
- 2 ところ 塩尻市、塩尻市市民交流センター
- 3 出席者 柳澤部長、木内、木下各部員
- 4 会議事項
  - (1) 特定行政書士活用検討事業 (懇談会) について
  - (2) 災害対応について
  - (3) 所有者不明土地対策について
  - (4) 来年度事業について

## □広報業務対策部とデジタル推進特別委員会との合同会議

- 1 と き 令和 5 年 12 月 6 日 (水)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 吉田部長、柳澤副部長、五味、友測、大前各委員、土屋委員長、涌井副委員長、岡田、大澤 (オンライン) 各委員、(株)像形担当者
- 4 会議事項
  - (1) 本会 Web サイトの状況確認
  - (2) 今後の展望

## □広報業務対策部会

- 1 と き 令和 5 年 12 月 6 日 (水)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 吉田部長、柳澤副部長、五味、友測、大前各委員、(株)三広担当者
- 4 会議事項
  - (1) 会報 162 号 (1 月号) の発行について
  - (2) 事業計画の確認について
  - (3) その他

## □ADR 手続実施者養成研修 (オンライン)

- 1 と き 令和 5 年 12 月 7 日 (木)
- 2 出席者 渡邊副センター長、深澤運営委員、

会員 11 名

- 3 研修内容・講師 専門分野 (自転車に関する紛争)・渡邊副センター長

## □中間監査

- 1 と き 令和 5 年 12 月 8 日 (金)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 藤森、廣瀬各監事、和田会長・政連会長、鈴木総務部長、二瓶政連幹事長
- 4 監査執行状況  
令和 5 年 4 月 1 日から令和 5 年 11 月 30 日までの業務推進状況及び、一般会計、斡旋物特別会計の収入・支出状況について、並びに長野県行政書士政治連盟の収入・支出状況について、関係帳簿、証拠書類、預金通帳等により監査が行われた。

監査結果については、12 月 13 日開催の理事会及び幹事会で監事から適正に処理されている旨報告がなされた。

## □正副会長会

- 1 と き 令和 5 年 12 月 8 日 (金)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 和田会長、荻原、上島、松島各副会長、鈴木総務部長
- 4 会議事項
  - (1) 理事会・幹事会の議題について
  - (2) 事務局職員の給料表の改定について
  - (3) その他

## □(一社)自動車販売店協会連合会长野県支部との情報交換会

- 1 と き 令和 5 年 12 月 11 日 (月)
- 2 出席者 和田会長、良川運輸交通部長、中塚副部長
- 3 自販連 専務理事 遠藤丈夫様、事務局長 西沢健様、業務部長 千村勇隆様、業務課長 小林徳和様

## □理事会

- 1 と き 令和5年12月13日(水)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 和田会長、萩原、上島、松島各副会長、渡邊、土屋、木村、五味、吉田、木下、小野、友瀨、三浦、鈴木、良川、涌井各理事、高木研修部長、赤羽外国人材受入企業サポートセンター長、柳澤コスモスしなの支部長
- 4 会議事項
  - (1) 中間監査報告について
  - (2) 支部再編の検討結果について
  - (3) 網紀案件について
  - (4) 令和6年新年賀詞交歓会について
  - (5) 定時総会の日程について
  - (6) 一般倫理研修の受講について
  - (7) (公社)コスモス成年後見サポートセンター長野県支部との会館使用契約について
  - (8) 外国人材受入企業サポートセンターの運営について
  - (9) その他(各部からの報告)

## □デジタル推進特別委員会・研修部共催「デジタルツール」研修会

- 1 と き 令和5年12月14日(木)
- 2 出席者 土屋委員長、涌井副委員長、岡田、大澤(オンライン)各委員、高木部長、五味副部長、会員36名(会場7名、オンライン29名)
- 3 研修内容 無料で活用できるGoogleアカウントとクラウドについて
- 4 講師 デジタル推進特別副委員長(研修部員)涌井史明先生

## □日行連関地協・東京会共催入管業務研修会(オンライン)

- 1 と き 令和5年12月15日(金)
- 2 出席者 三浦国際部長、春日国際副部長、八幡国際部員、会員7名
- 3 研修内容

- (1) オンラインによる在留諸申請の方法
  - (2) 身分系在留資格の審査運用について
- 4 講師 東京出入国在留管理局担当官

## □日行連調停スキルに関する研修(オンライン)

- 1 と き 令和5年12月18日(月)
- 2 出席者 二瓶ADRセンター長、渡邊ADR副センター長
- 3 研修内容 行政書士のための相談業務スキルアップ&対話促進型調停入門講座
- 4 講師 日行連ADR推進本部 杉山久美子 本部長

## □外国人を対象とした無料相談会

- 1 と き 令和5年12月19日(火)
- 2 ところ 東京都、東京出入国在留管理局
- 3 出席者 八幡国際部員

## □ADR手続実施者養成研修(オンライン)

- 1 と き 令和5年12月21日(木)
- 2 出席者 二瓶センター長、渡邊副センター長、深澤運営員、受講者10名
- 3 研修内容・講師 専門分野(愛玩動物に関する紛争)・二瓶センター長

## □法務省主催ADR法改正説明会(オンライン)

- 1 と き 令和5年12月21日(木)
- 2 出席者 二瓶ADRセンター長

## □日行連中央研修所全国担当者会議(オンライン)

- 1 と き 令和5年12月22日(金)
- 2 出席者 高木研修部長、土屋デジタル推進特別委員長
- 3 テーマ
  - (1) 各単位会における研修事業の現況と今後の方向性
  - (2) 中央研修所研修サイトの活用

## □東京会新年賀詞交歓会

- 1 と き 令和6年1月9日(火)
- 2 と ころ 東京都、京王プラザホテル
- 3 出席者 和田会長

## □新潟会新年賀詞交歓会

- 1 と き 令和6年1月9日(火)
- 2 と ころ 新潟市、ホテルオークラ新潟
- 3 出席者 松島副会長

## □千葉会新年賀詞交歓会

- 1 と き 令和6年1月11日(木)
- 2 と ころ 千葉市、アパホテル&リゾート東京ベイ幕張
- 3 出席者 二瓶副会長

## □総務部会

- 1 と き 令和6年1月12日(金)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出席者 和田会長、鈴木部長、平林副部長、井上、藤井各部員
- 4 会議事項
  - (1) 新年賀詞交歓会について
  - (2) その他

## □日行連理事会

- 1 と き 令和6年1月18日(木)
- 2 と ころ 東京都、虎ノ門タワーズオフィス
- 3 出席者 和田会長
- 4 議案
  - (1) 行政書士職務基本規則(案)
  - (2) 日本行政書士会連合会倫理研修規則の一部改正(案)
  - (3) 軽自動車OSS(新車新規)に係る国交省からの適用除外要請への対応について
- 5 協議事項
  - (1) 令和6年度事業計画基本方針(案)について
  - (2) 日本行政書士会連合会会則の一部を改正する会則(案)について
- 6 報告事項
  - (1) 令和6年新年賀詞交歓会について

## □日行連新年賀詞交歓会

- 1 と き 令和6年1月19日(金)
- 2 と ころ 東京都、ホテルオークラ東京
- 3 出席者 和田会長、荻原、上島、松島、二瓶各副会長





## 令和6年長野県行政書士政治連盟会長年頭所感

長野県行政書士政治連盟

会長 和田 英幸

令和6年の新春を迎え、謹んでごあいさつ申し上げます。政治連盟会員の皆様におかれましては、政治連盟の活動にご理解ご協力をいただき心から厚く御礼申し上げます。

さて、昨年は定期大会において長野県行政書士政治連盟会長に選任をいただき就任いたしました。そして、就任の所信の中で行政書士制度の発展と行政書士の地位向上に最善の努力をしたいとの思いを語らせていただきました。

私たちは、行政書士の国家資格者として業をなしており、行政書士法によって、広く国民の信頼の上に、国民と行政の間に立ち、行政手続きの円滑な実施に寄与し、国民の権利利益の実現に資することを使命としています。

これまで多くの役員及び関係者がその使命を全うするために、本会や日行連・日政連と連携し行政書士法や関係法改正、行政手続や窓口業務の改善、行政書士の地位向上などの実現に向けて要望活動を行ってまいりました。

特に、昨今はコロナ禍をきっかけに対面を要しないオンラインによる電子申請や電子データによる書類の提出などが急速に進み行政書士業務に大きな変化が生じてきました。今後、行政書士はこうした社会情勢に敏感に反応し、デジタル化に対応できなければ、仕事ができない時代になりました。

今、国が進めているデジタル化に対応するために、日行連及び日政連は関係国会議員、総務省、デジタル庁等と連携して行政書士法改正やデジタル関連法制定を目指してぎりぎりの調整を行っています。令和6年通常国会に法改正に係る議案が提出され全党派の賛同により通過することを期待しています。議案通過に向けて全国の政治連盟支部が一丸となって、日政連の活動に協力することにより行政書士制度を継続発展させ、これまでの職域を確保できるのでしょうか。当連盟も日政連と連携し地元国会議員に対して要望活動を行います。

行政書士政治連盟のこうした活動に対して、会員皆様方のご理解をいただき、会員全員のご入会及び会費納入をいただければ幸いです。これからも国民の信頼に応え業務が円滑に進められる環境整備と長野県行政書士会の益々の発展のために本会と連携し活動してまいりますのでご協力をよろしくお願いいたします。

最後に、本年が会員皆様方にとって益々の飛躍の年になりますことをご祈念し年頭のごあいさついたします。

## 農水大臣表敬訪問報告

幹事長 二瓶 裕史

本年9月13日に岸田文雄首相が行った内閣改造で、農林水産大臣へ就任された、本会顧問でもある宮下一郎代議士のもとへ、井上事務局長と共に表敬訪問を行いました。

当日は、大臣室においての面会が叶い、宮下大臣からは現在の農林水産業をとりまく現状や課題などのお話を伺いました。私からは行政書士と農林業との関わり合いについて紹介をさせていただき、今後も行政書士会をご支援いただくようお願いをいたしました。また、井上事務局長から12月に予定している懇談会についての、お願いもあわせてさせていただきました。



就任から間もなく、非常にご多忙のなか、予定よりも長い30分弱意見交換をさせていただきました。

その後は、衆議院議員会館へ場所を移し、12月19日に行われる懇談会の打ち合わせ・会場の確認をいたしました。

宮下大臣、宮下事務所の皆様、大変お世話になりました。ありがとうございました。

# 長野県行政書士政治連盟のページ

## 県選出自民党国会議員との懇談会・国会見学会報告

幹事長 二瓶 裕史

令和5年12月19日、県内各地から大型バス2台を使い、衆議院第一議員会館へ向かいました。目的は、県選出の国会議員との懇談会と、国会の見学会。長野県行政書士政治連盟としては、初の県外へ赴く事業だったのではないのでしょうか。

10時40分に衆議院第一議員会館へ到着し、宮下一郎事務所の方にご案内を頂き、地下一階の大会議室へ向かいました。初めて議員会館へ足を踏み入れる方も多く、緊張されている様子も見られました。

11時から、自由民主党長野県支部連合会の宮下一郎会長、井出庸生衆議院議員、日行連の常任会長などのご出席のもと、懇談会が始まりました。



和田政連会長



自民党県連会長 宮下一郎 様



衆議院議員 井出庸生 様



衆議院議員 務台俊介 様 秘書 務台昭彦 様



日行連会長 常住 豊 様



日行連事務局長 毛利史朗 様

宮下一郎代議士から、これからのデジタル社会での行政書士のますますの活躍に期待する旨のごあいさつをいただき、常任会長からは、行政書士法の改正や、デジタル化の世の中での行政書士の在り方についてお話を頂きました。

行政書士法の改正については、おおよそ5年に1度の頻度で改正されているということで、前回の改正から4年経っている現在、力を入れて改正への活動をしていきたいとの力強いお話がありました。行政書士の職域拡大・職域確保のため、政治的な動きが重要であることを改めて感じさせられました。



また意見交換の中で宮下代議士からは、ワンスオンリー、デジタルファースト、デジタルワンストップなどのキーワードが挙げられ、国の施策を考える上でも行政書士からのアドバイスが欲しい、との発言もありました。

一時間ほどの懇談をし、国会議事堂へ移り、議員食堂で昼食を済ませたのちに国会議事堂の見学もさせていただきました。



初めて見学する方、小学校の修学旅行以来という方、さまざまいらっしゃいましたが、大人になって、さまざまな知識を蓄えた上で臨んだ国会見学は、多くの想いや感動が生まれたのではないかと思います。

準備いただいた事務局の皆様、宮下一郎事務所の皆様、またご参加いただいた皆様ありがとうございました。

今後も政治連盟の活動へのご協力をお願いいたします。



# 記念写真



国会議事堂議長応接室にて



国会議事堂前にて参加者全員で記念撮影

# 会員の動き

※個人情報保護のため掲載事項を省略いたしました。

## —入会者— 個人会員

所属支部	入会登録年月日	氏名	事務所 (市町村名のみ)	所属支部	入会登録年月日	氏名	事務所 (市町村名のみ)
諏訪支部	5. 11. 1	真砂真優子	岡谷市	東信支部	5. 12. 1	村瀬 鉄男	上田市
北信支部	6. 1. 15	田中 浩一	長野市				

## —退会者—

所属支部	氏名	退会年月日	所属支部	氏名	退会年月日	所属支部	氏名	退会年月日
東信支部	窪田 建男	5. 10. 4	諏訪支部	五味 睦和	5. 10. 20	南信支部	上沼 富穂	5. 10. 31
諏訪支部	平林 宗男	5. 10. 31	北信支部	中山 義雄	5. 10. 31	諏訪支部	高林 智洋	5. 10. 31
南信支部	矢亀さか恵	5. 11. 30	中信支部	小泉 栄一	5. 11. 30	東信支部	小林 修	5. 12. 30
南信支部	森本 仁史	5. 12. 31	中信支部	三池 伊織	5. 12. 31	北信支部	宮澤 邦昭	5. 12. 31

## ご逝去

謹んで、ご冥福をお祈りいたします。

小林 好治 殿 (諏訪)

令和5年11月

## 編集後記

新年あけましておめでとうございます。

年末にいただいた花束に入っていたグリーンから根が出てきました。花が枯れても元気だったので、そのまま花瓶に挿しておいたのです。花束時代は引き立て役、その後もほとんど水を替えてももらえずに放っておかれた葉っぱが、根が出たとたんに主役の座に。毎日眺めては、そろそろ土に植えたほうがいいのか？ どんどん大きくなったらどうしよう？ 花は咲くかな？ と、あれこれ想像して楽しんでます。観葉植物には、リラックス作用やストレスの軽減をはじめ、様々な効果が期待できるとか。名もなき葉っぱのおかげで、ストレスのない1年になるでしょうか。(当の葉っぱは「名前ぐらい検索してくれ!」と言いたそうにも見えますが)

新しい1年、会員の皆様それぞれに、発見や成長、癒しの時間がありますように。

(広報業務対策部員 五味 直美)

発行所 長野県行政書士会

〒380-0836 長野市南県町 1009-3

TEL 026 (224) 1300 FAX 026 (224) 1305

ホームページ <https://www.nagano-gyosei.or.jp>

メールアドレス [gn-nagano@gaea.ocn.ne.jp](mailto:gn-nagano@gaea.ocn.ne.jp)

発行者 会 長 和田 英幸

編集者 広報業務対策部長 吉田 靖史

印刷 三和印刷(株)



このポスターは、宝くじの社会貢献広報事業として  
助成を受け作成されたものです。

# 行政書士は 頼れる街の法律家



貴島 明日香

そうだ、  
行政書士に  
相談しよう！

行政書士は、さまざまな許認可や届出、遺言や相続、契約などの相談から書類作成まで全力でサポートします！



**日本行政書士会連合会**  
Japan Federation of Certified Administrative Procedures Legal Specialists Associations  
**長野県行政書士会**

後援：**総務省**  
**長野県**



日本行政書士会連合会 公式キャラクター  
ユキヤサくん

令和5年度行政書士制度広報月間10月1日～10月31日

【新刊図書のご案内】

# 出入国管理に関する唯一の法令集！

## 注解・判例 出入国管理実務六法 令和6年版

出入国管理法令研究会 編

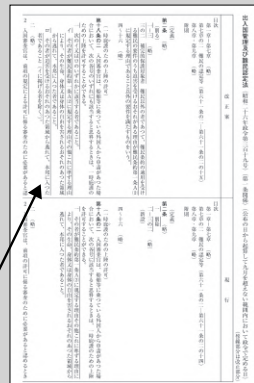
2023年12月刊 A5判上製箱入 1,988頁(予定) 定価7,150円(本体6,500円)

最新の法改正に対応！ (11月1日内容現在。  
12月1日施行分については、後日当社HPで補足予定です。)

☑ 令和5年6月16日法律第56号「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律」公布に基づく、「出入国管理及び難民認定法」「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」の改正。

➔「出入国管理及び難民認定法」の解説を一部改め、新旧対照表を掲載！

☑ 令和5年法務省令第4号、7号、8号、16号、24号、26号、29号による「出入国管理及び難民認定法施行規則」及び別記様式の改正。



### 【主な収録内容】

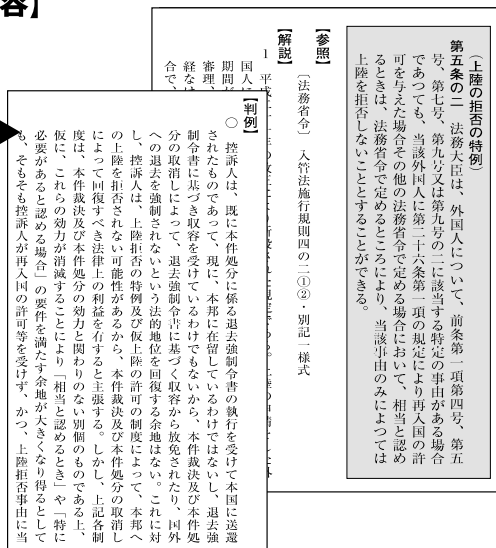
基本法令には参照条文、逐条解説及び参考判例要旨を付しています！

#### ◆充実の法令・参考情報

出入国管理及び難民認定法、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法には、条文ごとに趣旨や解釈及び現行の運用等の解説を掲載。また、関係する重要な判例要旨及び参照条文も掲載。

#### ◆50以上の出入国管理に関する告示を収録。

#### ◆出入国管理及び難民認定法施行規則の別記様式をすべて収録。



日本加除出版

〒171-8516 東京都豊島区南長崎3丁目16番6号  
営業部 TEL (03)3953-5642 FAX (03)3953-2061

www.kajo.co.jp

X (旧Twitter) : @nihonkajo

